

施策集

事業の目的

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々などを応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。（『こども未来戦略』（令和5年12月22日閣議決定））
- 気運醸成には、多様なアプローチによる複層的な働きかけが有効なことから、「加速化プラン」に基づく3年間の集中的な取組として「こどもまんなかアクション」の展開や国民のニーズを踏まえた施策を進めるための戦略的広報を実施するとともに、職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の構造・意識の改革に向け、全国的な推進組織による民間主導の取組を支援する。
- 「こどもまんなか」の認知率の向上等により「こども・子育てにやさしい社会の実現」に向かっていると考えている人の割合70%の実現を図る。

事業の概要

1. こどもまんなかアクションの推進

地方自治体、企業、個人などによる「こどもまんなか応援サポーター」の自主的な取組をメディア、SNS、イベント・シンポジウムを通じた情報発信により見える化することで、新たな取組や団体同士のつながりを引き出し、こどもまんなかな行動（アクション）の広がりを生み、気運醸成を図る。

国や地方自治体のみならず、地域社会、企業、NPOなど様々な関係者がセクターを超えた連携・取組の推進を図るため、春と秋の「こどもまんなか月間」及び夏休み期間など時機を捉えたキャンペーンの実施等を行う。

2. 社会の気運醸成に向けた全国的な推進組織による取組の支援

社会全体の構造・意識の改革は、各層・各界の交流や気づきの共有・広がりにより達成されると期待できることから、経済界・労働界、地方自治体や若者世代といった幅広い人々が参画した、全国的な推進組織による取組を支援する。

具体的には、企業・地域社会などの構成員や若い世代の意識が高まり、それぞれの行動変容に結びつくよう、全国的な推進組織が行う広報内容や手法の検討、広報・意識醸成コンテンツの作成、対面・メディア・SNS等の各種媒体を活用した発信等の取組を支援する。

社会の意識改革

○こどもまんなかアクション

- ・ こどもや子育て世代を応援する企業・団体・個人の取組を「見える化」することにより気運醸成を図る取組。
 - － こどもまんなかの趣旨に賛同した方に、「こどもまんなか」な行動（アクション）を取っていただき、SNS等での発信を呼び掛ける（応援サポーター）。
 - － 全国でリレーシンポを開催。

→ターゲット（こどもに関わる地域・経済・社会）
⇒こどもまんなか社会の実現

○民間主導の取組支援

- ・ 経済界、労働界、地方自治体や若者世代といった幅広い人々が参画した、全国的な推進組織による取組を後押しし、民間主導で、職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の意識改革を実現していく取組を支援

→全国的な推進組織の活動につなげる
⇒職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の意識改革

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

事業の目的

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべてのこどもや若者について、意見形成を支援し、意見表明、社会参画の機会が確保され、意見が施策に反映されることによる施策の質の向上と更なる意見表明の好循環を創出していくことが重要である。（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定））
- こどもまんなか実行計画2024では「こども若者★いけんぶらす」の登録者に関して、「今後5年間で1万人程度にする」ことが盛り込まれているが、年齢上限の到達等による登録者の減少を見込むと、毎年度、約2000人程度の新規登録者の確保が必要。庁創設時は3か月で約4,000人の登録を記録したものの、昨年7月以降、約4,000人から登録者数が伸び悩んでいることから、さらなる登録者を獲得するためには、早急かつ抜本的な措置が必要である。
- さらに、同計画では「意見聴取の実施数」「登録しているこども・若者の数」を指標としている。令和5年度は延べ41回の意見聴取を実施し、延べ数で登録者の約半数の者から意見を聴いてきたところ。5年後に1万人の登録者を目標とする中で、意見を言いやすい環境づくりを重視しながら、可能な限り多くの参加者の意見表明機会を確保するためには、意見聴取の実施数を増やし、一度当たりの意見聴取への参加人数を増やしていく必要がある。このために、一連の意見反映プロセスに関する効率的な業務実施に向けた仕組みの構築を図り、1つの政策テーマに対して、複数の手法を用いた意見聴取を実施できるようにすることが必要である。
- このため、年間50万PVの実績を有するこども家庭庁こども向けウェブサイトにて、これらを推進するための基盤を構築し、各種こども施策に関する意見聴取をより効果的に実施するとともに、個人情報適切な保護が確保された環境で分析等を実施、施策に反映できる環境を構築する。

事業の概要

- 「こども若者★いけんぶらす」の基盤構築

こども若者★いけんぶらすに関して、こども向けウェブサイトの中で、こどもが権利の主体であることの学びを得る機会を提供するとともに、いけんぶらすへの参加、こども施策を含むテーマに関する情報提供、意見表明、施策反映の結果についてのフィードバックまでの一連の過程を完結できるよう、新たに機能を実装する。

<内容（主なもの）>

- こども向けユーザーインターフェースの構築

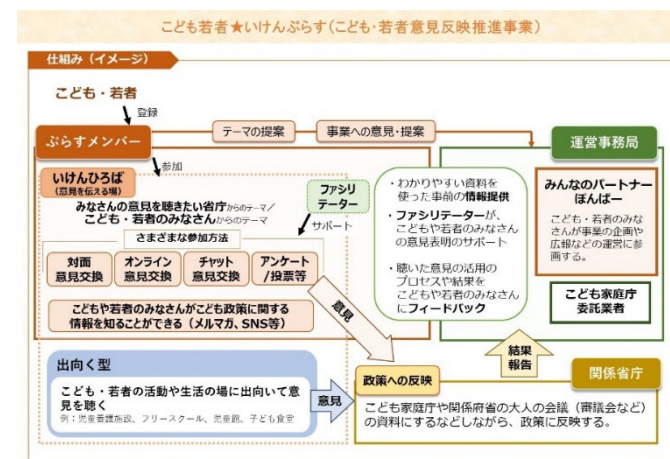
すべてのこどもや若者が意見形成や意見表明を行うことが可能になるよう、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい環境を整備する。また、意見を言いたくなるような情報発信を可能とする。

- こども向けウェブサイトを用いた意見表明機会「いけんひろば」の開設

こども若者★いけんぶらすにおける意見を伝える機会である「いけんひろば」をウェブサイト上に実装し、オンライン・チャット・アンケートでの意見聴取への参加をよりスムーズに行える環境を整備する。

- データベース構築、アンケート等の分析機能

個人情報の適切な保護が確保された環境下で、個人情報管理を行うとともに、意見聴取の結果を分析することができるようになり、より効率的・効果的に施策に反映させるとともに、参加者募集やテーマの内容やフィードバックなど、こどもや若者への意見聴取の手法の改善につなげる。

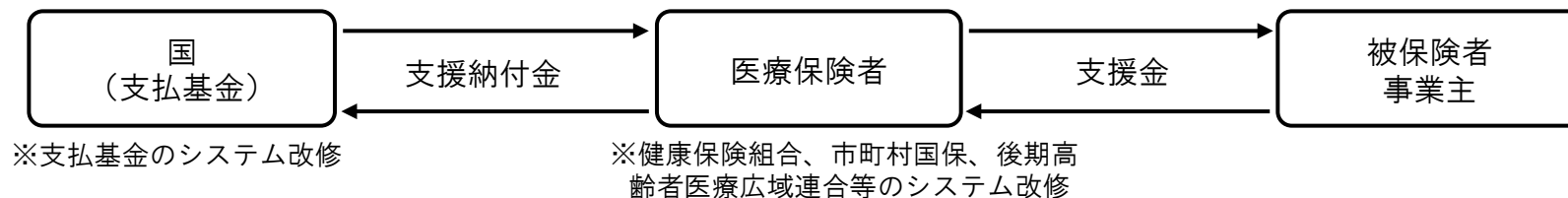


実施主体等

令和6年度補正予算 695億円

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて必要となる医療保険者等が行うシステム改修等に対する支援を目的とする。
- ※令和8年度の施行に間に合うよう、令和6年度補正予算において計上



事業の概要

- (1) 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業
医療保険者等が行う保険料算定・収納システム等の改修に要する費用の補助を行う。
- (2) 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備事業
医療保険者等が行う保険料算定等の準備業務や周知広報等に要する費用の補助を行う。

実施主体等

全国健康保険協会（1）、健康保険組合（健康保険組合連合会）（1,380）、都道府県（47）、市町村（1,741）、国民健康保険組合（158）、後期高齢者医療広域連合（47）、国民健康保険中央会（1）、社会保険診療報酬支払基金（1）

※（ ）内は医療保険者・自治体等数（健康保険組合、国民健康保険組合は令和6年4月時点）
※市町村は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料収納業務等を実施

【補助率】
定額（10/10相当）

令和6年度補正予算 59百万円

事業の目的

- こども大綱やこどもまんなか実行計画2024を踏まえ、多様なこども・若者の意見聴取・意見反映の促進、我が国におけるこども・若者権利影響評価の在り方の検討や、地方公共団体におけるこどもの権利が侵害された場合の相談救済機関の設置等の後押しや、加速化プランについてPDCA・EBPMを推進するための調査研究を行う。
【これまでの取組】
 - こども・若者意見反映調査研究：これまでに「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の策定に向けた調査研究などを実施。
 - こども政策に関する調査研究：
 - ・ こども権利擁護に係る調査）R6年度開始の調査研究にて国際社会の動向や国内の地方公共団体における実態を調査中。
 - ・ PDCA推進のための調査）新規事項。
- 令和6年度「若者が主体となって活動する団体に関する調査研究」事業の結果等に基づき、若者団体の活動を促進する環境整備を行うため、若者団体の課題解決に資する情報共有等を行う。

事業の概要

○ こども・若者意見反映調査研究

令和6年3月に策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の改訂を見据え、主に自然災害時を念頭とした非常時のこども・若者の意見聴取・意見反映について、国内外の取組状況の文献調査等を行い、意見反映等の在り方や実施や自己点検に当たっての留意事項等を検討する。

○ こども政策に関する調査研究

- ・ こどもの権利擁護に係る調査研究

現在調査中の結果を踏まえ、必要となる情報を収集しながら我が国における在り方の検討を進める。

- ・ 少子化対策におけるPDCA推進のための調査研究

「こどもを産みたい、育てたいとの希望が叶う社会を実現する」「少子化のトレンドを反転させる」という政策目標に向けた各種施策の少子化対策への効果把握の実効性を向上するため、既存のKPI指標を補完するデータの取得等に関する調査研究を行う。

○ 若者が主体となって活動する団体の活動促進に資する情報共有の場の開催

若者が主体となって活動する団体の活動を促進する環境整備のため、人材育成・組織運営、資金調達、広報・情報発信等の若者団体が抱える課題解決に資する情報共有の場を提供し、更なる課題の把握に努める。

実施主体等

【実施主体】国（委託）

令和6年度補正予算 0.7億円

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 本事業は、自治体こども計画の策定経費を支援するとともに、一体的に策定している計画の状況等について調査し、横展開を図ることにより、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援・促進するものである。
- 昨年末にこども大綱が閣議決定されたが、令和7年度始期の自治体こども計画の策定を進めている自治体は500程度にとどまるとみられ、更なる自治体で計画が策定されるよう促進する。

事業の概要

自治体こども計画策定支援（現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上）

自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し、補助枠を拡充し支援する。（令和8年度まで集中的に支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県及び市区町村 【補助率】 1／2

潜在的に支援が必要なこどもをプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるこどもデータ連携の取組の推進

事業の目的

- 地方公共団体における、こどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（こどもデータ連携）を推進する。地方公共団体がこどもデータ連携の取組を進めるにあたって活用するガイドライン及び取組事例集を作成し取組を推進することにより、こどもや家庭が抱える虐待、貧困、不登校、いじめ、ヤングケアラー等の様々な困難の解消や緩和、予防を目指す。

事業の概要

● こどもデータ連携の取組の推進に係る調査研究

◆ 地方公共団体における実証事業

地方公共団体がこどもデータ連携ガイドラインを踏まえ、自治体の規模や困難の類型ごとに創意工夫して取り組み、そこで得られた知見や課題を取りまとめて幅広く公開することで、地方公共団体によるこどもデータ連携の取組を拡大させる。

◆ 取組の事例集の作成

先行する自治体の取組について、調査・ヒアリング等を行いとりまとめ、今後こどもデータ連携の取組を行う地方公共団体が参照できる事例集を作成する。

◆ 令和6年度庁内横断プロジェクトチームにおける課題整理

令和6年度に庁内の部局横断で実施したプロジェクトチームにおける議論に基づく課題に関する調査を行い、今後、地方公共団体の現場において本取組をスムーズに実施できる体制の整備について調査する。

実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。令和4年に引き続き令和5年も出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を継続する。
 - ・未婚者が結婚しない理由「適当な相手にめぐりあわない」割合の低下 直近の成果実績より低下（参考）R3年度実績 45.7%
 - ・未婚者が結婚しない理由「結婚資金が足りない」割合の低下 直近の成果実績より低下（参考）R3年度実績 18.2%
 - ・「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇（参考）R5年度実績 30.9%
 - ・「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)」について考えたことがある」人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇（参考）R5年度実績 51.8%
 - ・男性の育児休業取得率 R4年度実績 17.1% → R7年度目標 50%

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

（1）ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等
- ・重点メニュー（補助率：3/4）
自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援
結婚支援事業者との官民連携型結婚支援、AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等
- ・重点メニュー（補助率：2/3）
自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村等

事業の目的

- 本経費は、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、こどもや子育て世帯に温かい社会づくりに向けた国民の理解促進、共働き・共育てのベースとなる男性の家事・育児参画の促進、若い世代の結婚や子育てに対する漠然とした不安の解消と、結婚やこどもを生み、育てることを希望した場合に、その希望がかなえられるような、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくりの気運醸成を図ることを目的としている。
- また、令和6年7月からは大臣の下での「若い世代の描くライフデザインや出会いに関するワーキンググループ」が開催されており、若い世代のニーズを踏まえ、若い世代が安心して、気軽に、自らのライフデザインに役立つ様々な情報を収集することができるよう、若い世代自身が考案・企画し発信する、結婚や子育てなどライフデザインに関する様々な情報を、より同世代の共感を得やすい刺さる広報として推進していく必要がある。
 - ・「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇（参考）R5年度実績 51.8%
 - ・結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考えている人の割合 R5年度実績15.7% → R10年度目標 70%

事業の概要

- 若い世代によるライフデザイン等に係る広報・啓発
若い世代主体のプロジェクトチームを組成し、若い世代が抱える結婚や子育てに対する不安や課題感に対してテーマを設定し、自らが調査し様々な手法を用いて若い世代に「刺さる」効果的な情報発信を行うことを目指す。これにより、若い世代が、さまざまな支援制度や健康管理等について正しい知識を身に付けたり、身近なロールモデルに触れ幅広い選択肢を知ることにより、こどものいる人生をイメージできるようになったり、結婚やこどもを生み育てることを未来の選択肢としてポジティブに捉えられるようになるなど、それぞれの価値観に基づき能動的に人生を選択できるようになることを目指す。
- ライフステージごとのライフデザイン支援プログラムの開発・公開
若い世代の持つ意識や課題感がライフステージによって異なることを踏まえ、それぞれのステージにおけるニーズを的確に捉えた、結婚・子育てに係るデータや支援制度等に関するコンテンツ開発や公開を行う。これにより、正確な情報を知ることによる漠然とした不安の軽減と、若い世代が希望するそれぞれの選択を社会全体で応援する気運を高めることを目指す。
- 「地域少子化対策全国連携セミナー」等による若い世代の価値観等に関する理解促進等
自治体・企業・団体等の少子化対策担当者や地域での少子化対策に取り組む民間団体等を対象に、有識者等による若い世代の価値観・課題感の習得、それを踏まえた事業実施ノウハウの共有等のための優良事例報告等を通して、若い世代の視点に立った少子化対策の推進を図る。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

令和6年度補正予算 3億円

事業の目的

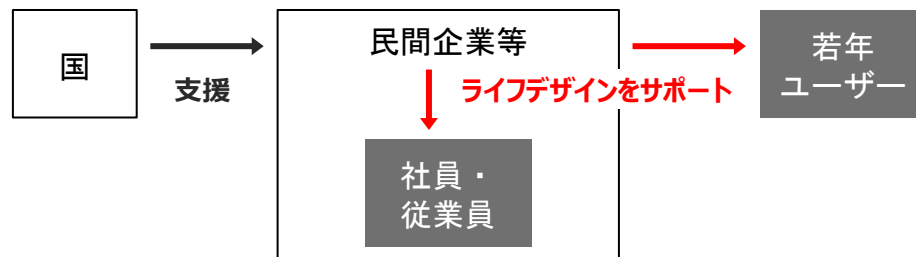
- 本経費は、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、こどもや子育て世帯に温かい社会づくりに向けた国民の理解促進、共働き・共育てのベースとなる男性の家事・育児参画の促進、若い世代の結婚や子育てに対する漠然とした不安の解消と、結婚やこどもを生み、育てることを希望した場合に、その希望がかなえられるような、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくりの気運醸成を図ることを目的としている。
- また、令和6年7月からは大臣の下での「若い世代の描くライフデザインや出会いに関するワーキンググループ」が開催されており、「企業等での取組を通して、ライフデザイン支援の裾野を広げていくことが重要」「ライフデザイン支援は、社会人になってからも、若手の時期、転職の時、婚活中、結婚前後、新婚期といったステータスを捉えて実施していくことが重要」であるなどの議論があったことを踏まえ、民間企業等と連携し、将来に向けてライフデザインを行う機会が多い若い世代の社会人をターゲットとして、結婚やこどもを生み育てることも未来の選択肢の一つとしながらそれぞれの価値観に基づき能動的に人生を選択できるようになることを目指す。
- ・「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇(参考) R5年度実績 51.8%
- ・結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考えている人の割合 R5年度実績15.7% → R10年度目標 70%

事業の概要

- 民間企業等による若い世代向けライフデザイン応援プロジェクトの支援
民間企業等が、若い世代に向けたサービス・商品と連動させ、それぞれのライフステージにおけるニーズを的確に捉えたライフデザイン応援プロジェクトを支援する。
- 民間企業等の社員・従業員向けライフデザインの支援
民間企業等が、社員や従業員に向けたライフデザインをサポートする優良な取組について支援する。

<募集イメージ>

- ✓ 地域連携・業界連携枠 上限 1,000万円
- ✓ サービス・コンテンツ開発枠、企業連携モデル枠 上限 500万円



実施主体等

【実施主体】国(民間事業者等へ委託)

事業の目的

- 少子化は想定を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、我が国の社会経済に多大な影響を及ぼす有事というべき課題である。少子化の大きな原因の一つに未婚化・晩婚化があるが、政府においては「地域少子化対策重点推進交付金」による地方公共団体が各地域で行う結婚支援等の取組を推進しているところである。
- 令和6年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「事業の成果を高めるため、効果検証の枠組みを構築し、優良事例を整理しつつ、その横展開に取り組むべき。あわせて、効率的な事業実施という観点から、民間委託など民間の知見・リソースの活用可能性を検証していくことも重要」「事業の支援対象の規模感を想定しながら、マッチング数や成婚数など、フェーズ毎にKPIを設定した上で、各都道府県の実績を比較し、これらの取組の効果を評価することが重要」などが指摘された。
- これらを踏まえ、本事業では、（１）官民連携型結婚支援の強化、（２）結婚支援センターの業務調査・業務改善の推進、（３）地方間ネットワークの強化を通じて、地方公共団体における効果的な少子化対策を支援することを目的とする。
 - ・「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇（参考）R5年度実績 51.8%
 - ・調査等を実施し成果物を横展開することで、地域少子化対策重点推進交付金の既存事業の向上を図る。

事業の概要

1. 官民連携型結婚支援の強化（マッチングアプリ利用に関する普及啓発等）

マッチングアプリの正しい使い方や、第三者認証を受けたマッチングアプリなどに関する普及・啓発などのほか、民間の結婚支援事業者の知見を生かした、地域の結婚支援センタースタッフ等の技術向上研修等を行う。

2. 結婚支援センターの業務調査・業務改善の推進

地域の結婚支援センターにおける課題の分析・整理、業務フロー全体の見直し、AIマッチングシステムの改善点検討、広報の改善、業務戦略の検討・整理などを検討し、その知見を他の結婚支援センターに横展開・改善提案するなどを通じて、地域の結婚支援センター事業の一段のレベルアップを図る。

3. 地域間ネットワークの強化

地域の結婚支援センター、結婚支援コンシェルジュ同士で情報共有・流通を強化するための取組として、横断的な会議の実施や相互相談ができるような関係性づくりの手法を検討するほか、各都道府県のAIマッチングシステムの横断検索等に向けたニーズ調査や課題の整理等も行い、利用者の利便向上を図る。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

令和6年度補正予算 829億円

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業

実施主体等

- 【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村
- 【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)
- 【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)
- 【補助割合】
- (私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4
- (公立) 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 (公立) 国2／3、設置者（市区町村）1／3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策（9.4億円）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 17億円

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。
- これらの取組により、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 【対象事業】
 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 (4) 認可化移行改修費等支援事業 (5) 家庭的保育改修費等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R6）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用（増加）定員19名以下	17,708千円	（① 23,611千円、② 27,153千円）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	31,874千円	（① 37,777千円、② 41,319千円）
	利用（増加）定員60名以上	64,929千円	（① 70,833千円、② 74,374千円）

老朽化対応の場合 1 施設当たり 31,874千円 （① 37,777千円）

(2) 1 事業所当たり 25,972千円 （① 37,777千円、② 41,319千円）

(3) 1 施設当たり 25,972千円 （① 37,777千円、② 41,319千円）

(4) 1 施設当たり 37,777千円 （② 41,319千円）

(5) 保育所で行う場合 1 か所当たり 25,972千円 （① 37,777千円、② 41,319千円）

保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,833千円

(6) 1 事業所当たり 改修費等 4,324千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補助割合】 (1) ～ (4)

国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4 （*）国：1／2、市区町村：1／2

（※）国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4 （*）国：2／3、市区町村：1／3

(5) 国：1／2、市区町村：1／2 （※）国：2／3、市区町村：1／3

(6) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4

※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

* 公立の場合の補助率（（2）、（6）に限る）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 3.0億円

事業の目的

- パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援し、こどもが安心して過ごすことができる環境をつくる。

事業の概要

- 【対象事業】
 - 環境改善事業（設備整備等）
安全対策事業：性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業
- 【対象施設】
 - 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、市区町村、都道府県等が認めた者
- 【補助基準額】 1施設当たり 100千円以内
- 【補助割合】 国: 1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 28億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（８に限る）

【補助基準額】（１）(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- １ 機能の場合・・・１施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- ２ 機能の場合・・・１施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- ３ 機能の場合・・・１施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- ４ 機能の場合・・・１施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※１施設１回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

- (イ)翻訳機等の購入 １施設当たり：15万円
- (２)認可外保育施設における機器の導入 １施設当たり：20万円
- (３)病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
(ア)１自治体当たり：5,000千円 (イ)１施設当たり：1,000千円
- (４)研修のオンライン化事業 １自治体当たり：4,000千円
- (５)保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定
- (６)児童館のICT化を行うためのシステム導入 １施設当たり 50万円※１施設１回限り対象

(７)医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 １施設当たり 20万円

(９) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入 １施設当たり20万円

【補助割合】（１）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

*国：２／３、市区町村：１／１２、事業者：１／４

(２)国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４

*国：２／３、都道府県・市区町村：１／１２、事業者：１／４

(３)(ア)国：１／２、市区町村：１／２

(イ)国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

※(ア)について、管内の病児保育施設の７０％以上に予約システムを導入した自治体 国：２／３、市区町村：１／３

(４)国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

(５)国：１／２、都道府県：１／２

(６)国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

(７)国：１／２、市区町村：１／２

(８)国：定額

(９) 国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４ (*) 国：２／３、市区町村：１／１２、事業者：１／４

※(１)～(３)、(９)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：１／２、自治体：１／２ (*) 国：２／３、自治体：１／３

(（１）～(２)、(９)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

*自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 1.9億円

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、別途実施する、保育ICTの導入状況に関する調査研究とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たった伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体及び連携事業者等）による事業の実施を管理。

事業の目的

- 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、過疎地域にある保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象経費】

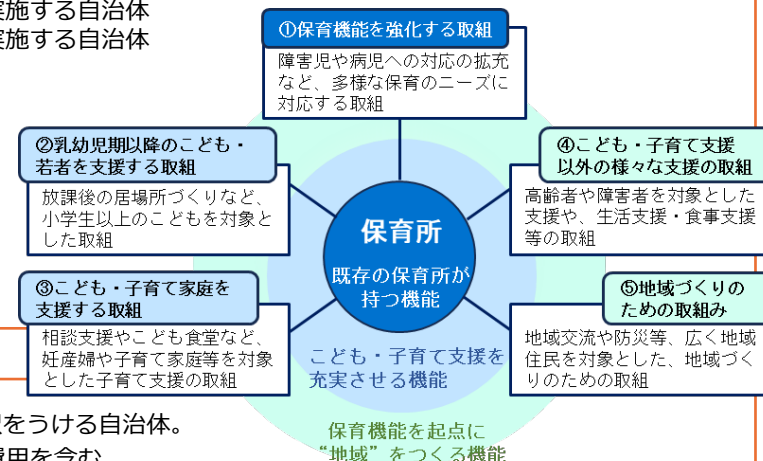
- 自治体における検討会開催や報告書作成に要する費用
- 取組に対する指導・助言や、事業者同士の連携等を行うコーディネーターを自治体に配置する費用
- 施設における取組に対する人件費や物品購入等の事業費等
※ 既存の国庫補助事業や営利目的の取組にかかる事業経費は補助の対象外とする。

【自治体における検証】

- 実施自治体は、検討会等を開催し、対象施設の選定や具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。
- また、自治体の計画等において当該施設の存続について言及がされているなど、当該施設の必要性について自治体全体で意思決定を行うこと。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組
 - ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
 - ③こども・子育て家庭を支援する取組
 - ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
 - ⑤地域づくりのための取組
- ※ 採択にあたっては以下の自治体を優先する。
- ・④⑤の取組を実施する自治体
 - ・複数の取組を実施する自治体



実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【補助基準額】 一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

【補助割合】 国：3／4、市区町村：1／4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

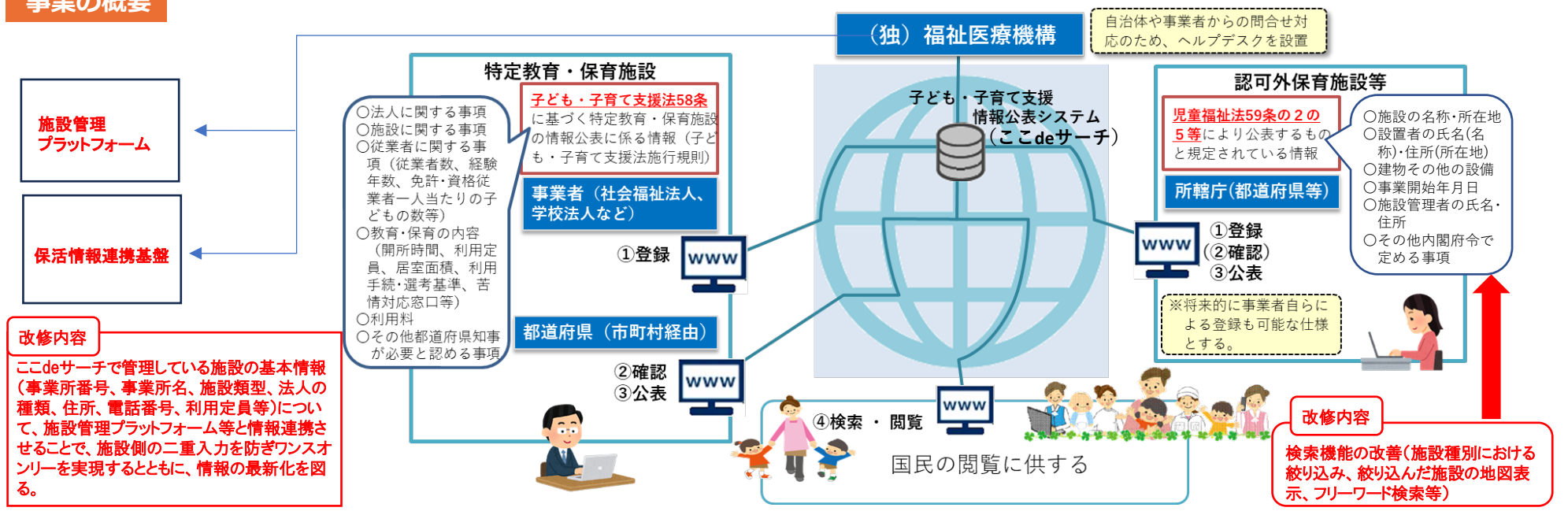
※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

令和6年度補正予算 1.5億円

事業の目的

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設の情報公表及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 令和6年度補正においては、認可外保育施設等に係る検索機能の改善(施設種別における絞り込み、絞り込んだ施設の地図表示、フリーワード検索等)のための改修及び保育ワンスオンリー(施設管理プラットフォーム)・保活ワンストップ(保活情報連携基盤)との連携のための改修に要する費用を計上し、国民が保育所等の情報をより簡単に検索・閲覧できるようにする。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】独立行政法人福祉医療機構

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。また、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。

- こうした課題を解決し、保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンスオンリー（※）を実現するために、

（※）一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

- ・ 保育施設等の保育ICTシステム
- ・ 自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）

等と連携し、

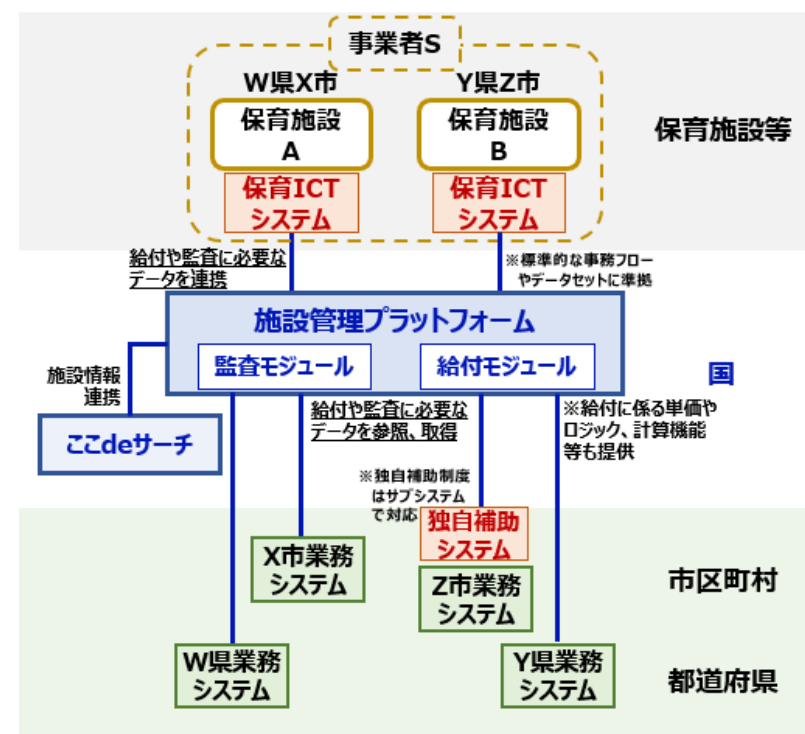
- ① 給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調書等）
- ② 給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
- ③ 監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）

等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。

※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

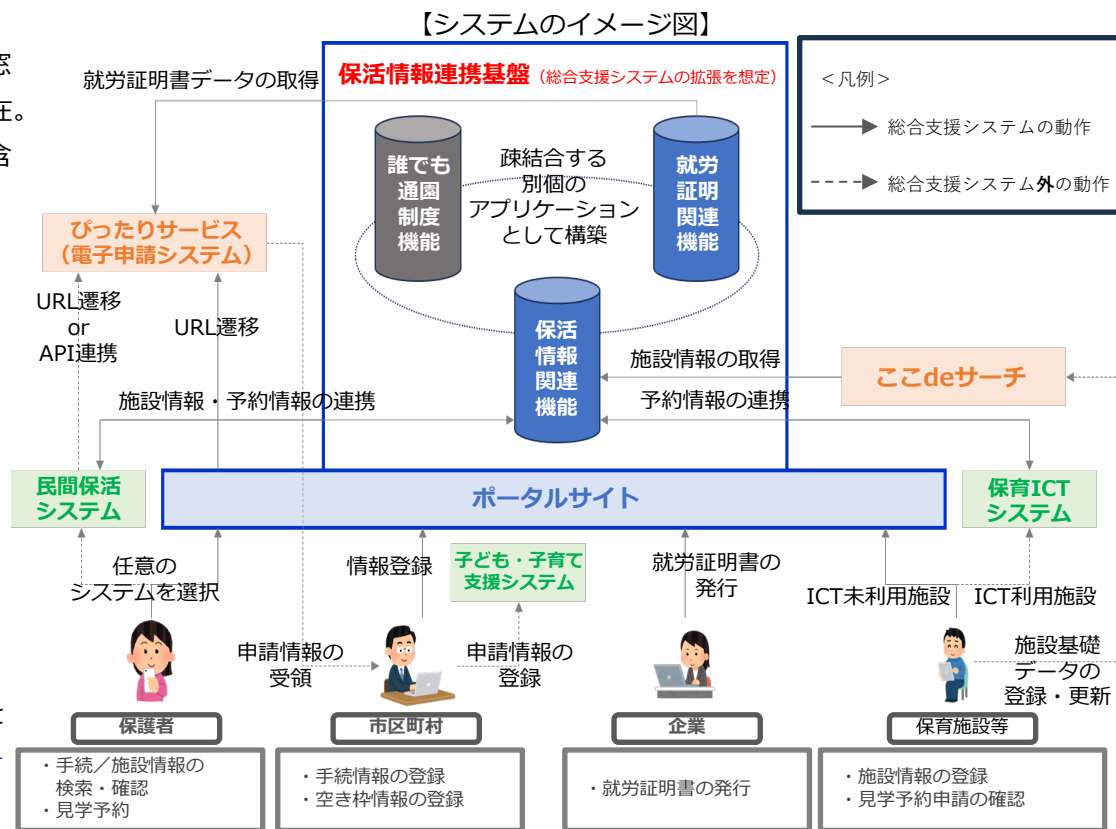
事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出を含む。）のオンライン・ワンストップを実現し、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び自治体の負担の軽減を図る。

事業の概要

- 保育施設等への入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きいといった課題が存在。
- こうした課題を解決し、保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現するために、
 - ・保護者が利用する民間保活システム
 - ・保育施設等の保育ICTシステム
 - ・自治体の電子申請システム
 等と連携し、
 - ① 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（利用者向け）
 - ② 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
 - ③ 就労証明書の発行（企業向け）
 - ④ 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
 等の機能を有する全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備する（令和7年度中にこども誰でも通園制度のシステムの改修の中での構築を視野に入れて検討）。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。
 ※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

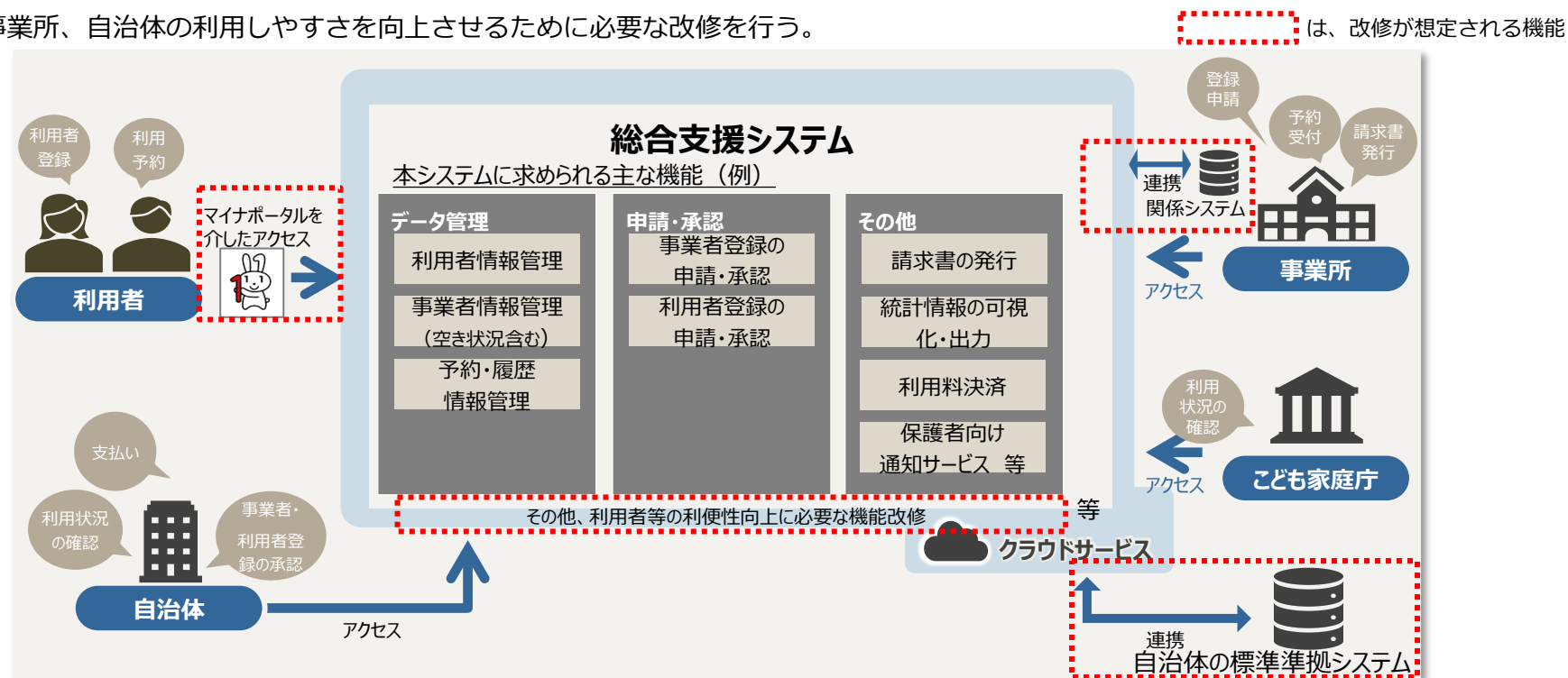
令和6年度補正予算 5億円

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの機能の充実のため、関係システムとのAPI連携等の課題解決に向けた改修を行う。

事業の概要

- 利用者、事業所、自治体の利用しやすさを向上させるために必要な改修を行う。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和6年度補正予算 1.2億円

事業の目的

- 保育所等を利用する教育・保育給付認定保護者等が被災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、市町村の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる市町村の負担を軽減するため、国による財政支援を行う。

事業の概要

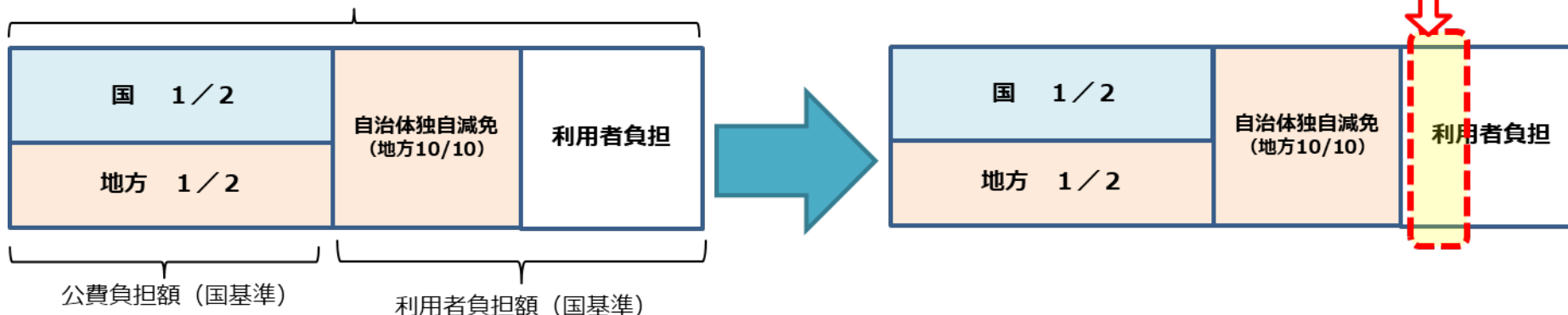
事業内容：令和6年能登半島地震による災害の被災者に対し、市町村が特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について補助を行う。

対象者：令和6年能登半島地震による災害により被災した者（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

実施主体：市町村（本事業の対象者が居住する市町村に限る。）

【概念図】

費用総額（児童1人当たり単価）



補助率：定額（10/10相当）

＜子どものための教育・保育給付交付金＞ 令和6年度補正予算 1,150億円

事業の目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の概要

- 公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和6年4月まで遡って公定価格の引上げを行う。

（参考）令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる（4.5月→4.6月）

実施主体等

- 【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員
- 【実施主体】 市町村
- 【補助率】 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
※事業主拠出金充当後の負担割合

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 40億円

事業の目的

- 保育人材確保を着実に実施するため、保育士等保育人材の増加傾向の維持を目指し、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 4,386人（令和5年度実績） 【見直し】 ○ 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とすることにより、養成施設卒業者の保育所等への就職率向上を図る。	○貸付額（上限） ア 学 費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 137人（令和5年度実績）	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,453人（令和5年度実績）	○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,413人（令和5年度実績）	○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 6人（令和5年度実績）	○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

事業の目的

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**（妊娠期から小1まで）**から生涯にわたるウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「**1. 『はじめの100か月の育ちビジョン』の普及啓発**」「**2. 『はじめの100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成**」「**3. 『はじめの100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究**」を3年間（令和6～8年度）で集中的に実施。
- これらの実施と相互の有機的な連携により、「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を80%に増加させることを目指し（令和5年度現在：約46%）、**全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

「はじめの100か月の育ちビジョン」を普及啓発するためのコンテンツとして、

- ✓ **こども・若者**（小中高生や大学生）**向けに、乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなパンフレット・動画等を作成。**
- ✓ **企業向けに、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すパンフレット・動画等を作成。**



2. 「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成

本ビジョンを踏まえて、「はじめの100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。**

令和6年度までのモデル事例を踏まえ、自治体等においてコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた地方キャラバンの開催や事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図る。

3. 「はじめの100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究

「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、「**こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない育ちの保障**」や「**乳幼児の保護者・養育者への支援・応援**」、「**地域社会と乳幼児の関わり**」等に関する調査研究を行う。

実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者+自治体・民間団体等10か所程度（475万円／1件） 3. 学術機関・民間企業等

事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ICT導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブDX推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブDXを推進する。

事業の概要

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

想定される業務・機能例

市町村

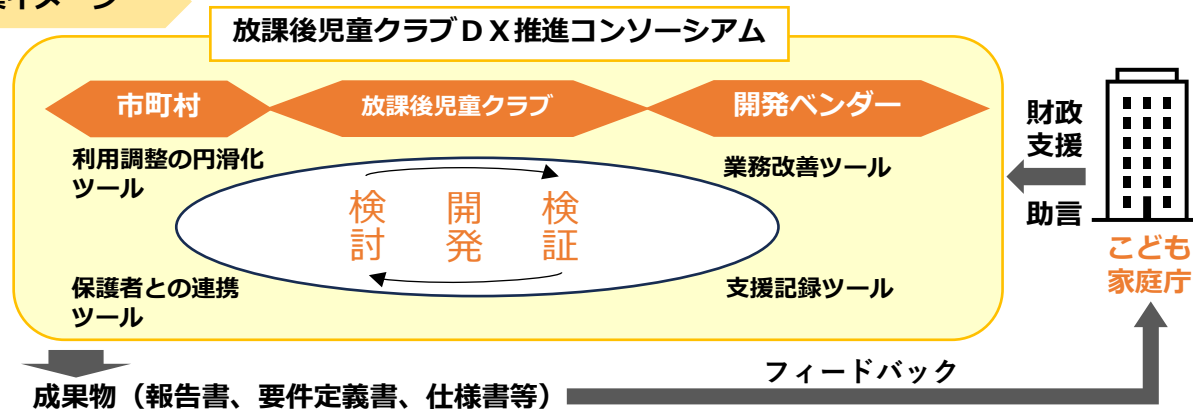
- ・利用申請手続き、面談等の予約
- ・利用調整、空き定員の公表

放課後児童クラブ

- ・児童の出欠席の記録、管理
- ・保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
- ・保護者への連絡、アンケートの実施
- ・利用料の請求、請求書の作成
- ・職員の出退勤の管理、自治体への報告
- ・市町村からクラブへの情報提供
- ・育成支援の記録 等

これらをつなぐもの

事業イメージ



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10/10）

【補助単価】1自治体あたり年額：10,574千円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

事業の概要

- 待機児童が発生している市町村において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要がある。
- 施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し、本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

事業の対象

- 待機児童が発生している市町村等

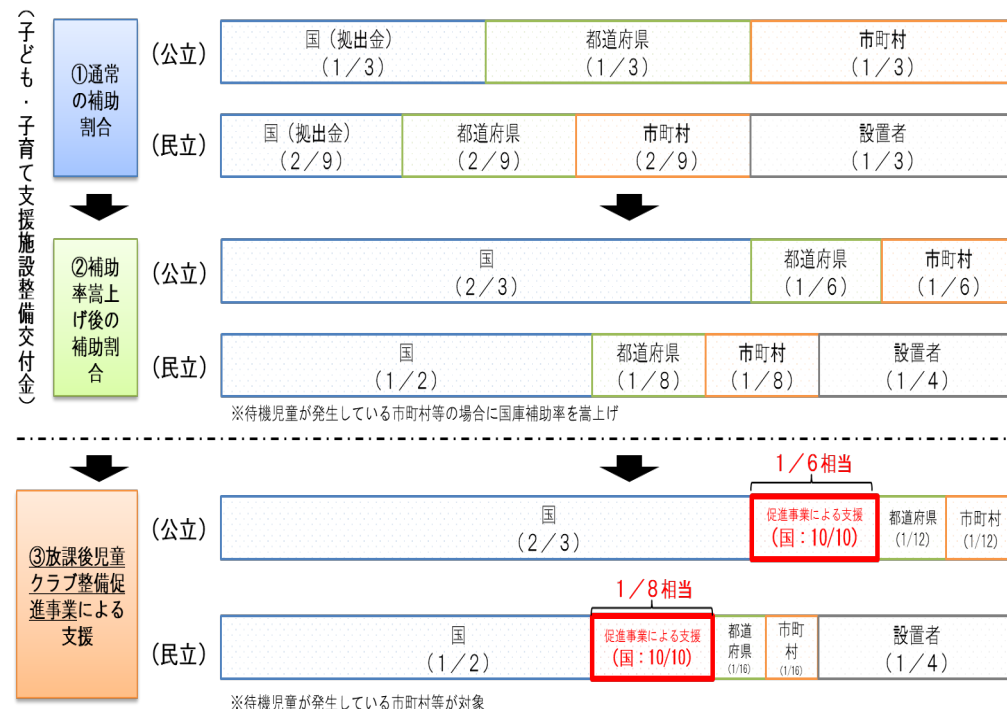
実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】定額（10/10相当）

※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

事業イメージ



（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

自治体の負担割合を1/2軽減

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

令和6年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

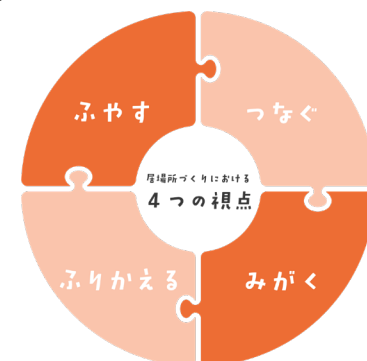
- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	7,206千円
1 指定都市あたり	5,622千円
1 特別区・中核市あたり	3,543千円
1 市町村あたり	2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	4,552千円
1 指定都市あたり	4,134千円
1 特別区・中核市あたり	3,886千円
1 市町村あたり	2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



事業の目的

- LTCのこども（※1）とその家族を対象にした、いわゆる「こどもホスピス」における支援（※2）について、令和5年度の調査により、「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。LTCのこどもと家族の実態や支援ニーズが把握されづらく、支援が届きにくい実態と「地域型」こどもホスピスにおける支援が課題と判明（※3）。令和6年度は、自治体におけるLTCのこどもの実態の把握手法の検討や、こども当事者の声を集めたニーズ把握等を進めている。
- これまでの調査結果を踏まえ、都道府県等が、NPO法人や民間団体、医療機関等と連携し、地域の実態や課題を協議、LTCのこども（※1）やその家族を対象にした、地域型こどもホスピスにおける支援や、管内の実態把握のためのモデル事業を行う。

※1 LTC (Life-Threatening Conditions : 生命を脅かされる状態) にあるこども。

※2 LTCのこどもや、きょうだい児を含めた家族を対象とした小児緩和ケア全般。こどもと家族との満たされた時間の提供、死別後のサポート等の他、こどもが成長発達し「生きる」ことを全うできるための体験の保障といった、心理社会的ケアの視点が含まれている。地域型こどもホスピスにおいてはデイユースを中心に、さまざまな独自プログラムによる支援が提供されるものが多い。

※3 主たる運営財源が医療報酬によるものを「医療型」、障害報酬によるものを「福祉型」、それらを財源とせず、寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」に分類。安定的な収入確保が担保されない「地域型」について公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

(1) 関係者による協議会等の開催＜必須＞

管内の地域型こどもホスピスとの支援連携の方策や、管内のLTCのこどもの実数把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。

(2) 管内のLTCにあるこどもの実数等を把握するための実態調査の実施＜加算＞

協議会等を開催し、管内のLTCにあるこどもの数を把握するための取組みに対して、財政支援を行う。（こども家庭庁による令和6年調査研究事業成果物を参考に実施）

(3) 地域型こどもホスピスの取組支援＜加算＞

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）に対して支援を行う。

※ 必須(1)に加え、(2)または(3)のみならず、(2)と(3)を加えた取組に対する補助も可能

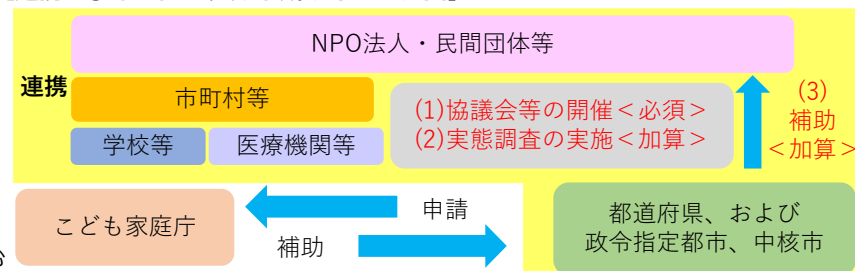
※ (3)は、地域の実情に応じたプログラムや、ケア・支援の形態を組み合わせるもの

※ (3)において民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピスの活動形態】

- ・ 拠点支援型：施設等で実施されるもの。デイユース、宿泊等は問わない
- ・ 訪問支援型：家庭や医療機関等への訪問、または戸外や屋内等の場所を特定せず実施されるもの
- ・ 遠隔支援型：家庭や医療機関等において遠隔で実施されるもの
- ・ 複合支援型：拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせるもの

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助率】 国 10/10

【補助基準額】 ※(1)は必ず実施したうえで、(2)(3)について実施する場合に加算

(1) 1自治体当たり 1,982千円

(2) 1自治体当たり 5,139千円

(3) 1自治体当たり 10,258千円

令和6年度補正予算 5.7億円

事業の目的

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、令和6年10月から施行された児童手当の抜本的拡充を円滑に実施するため、地方自治体において業務システムの改修を行っているところであるが、今年度末までに当該改修を着実に実施するとともに、令和7年6月改版予定のデータ標準レイアウトに対応するための改修もあわせて行う必要があることから、これらの改修に必要な臨時的な経費について奨励的な助成を行う。

<抜本的拡充の内容>

- ①所得制限の撤廃
- ②高校生年代までの支給期間の延長
- ③多子加算について第3子以降3万円とする
- ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする

事業の概要

地方自治体が、令和6年10月から施行された児童手当の抜本的拡充の内容を踏まえた業務システムの改修（令和7年6月改版予定のデータ標準レイアウト対応のための改修を含む）を行う場合に、当該改修に必要な費用を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】定額（国10/10相当）

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が50人以上生じている市町村において、現在、待機となっている児童等に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助することにより、放課後のこどもの居場所を確保するとともに待機児童の解消を図る。

事業の概要

（1）関係者による協議の場の設置

- ・ 待機児童解消を目指すことと並行し、待機児童等が利用することのできる放課後児童クラブと同程度の預かり事業の実証に向けた協議を行う場（以下、「関係者協議会」という。）を設け、市町村域の担当部署や学校・教育委員会、事業者等の関係者を集め、待機児童の生活実態や自治体における受け皿整備の課題について調査等を通じて把握した上で、ニーズに応じた事業実施に向けた具体的な対応策の検討、評価等を行う。

（2）放課後児童クラブと同程度の預かり支援事業の実施

- ・ 関係者協議会において議論された課題を踏まえ、待機児童や新たに放課後児童クラブの利用を希望する児童に対して、学校や児童館等の既存の社会資源を活用した放課後児童クラブと同程度の開所日数や開所時間を設定した預かり支援事業を実証する。

＜具体的な支援事業の例＞

- ・ 児童館等のこどもの居場所の開設時間を近隣の放課後児童クラブの開所時間同等まで延長する等の預かり支援事業
- ・ 放課後子供教室の終了後に、居場所が必要な児童に対して別途、預かりを行う事業
- ・ 児童等のニーズに応じた、小学校区を超えて利用できる事業（送迎支援事業や送迎ステーション事業の試行的運用等）の実施
- ・ 保育所や企業主導型保育施設等の活用による小規模な預かり支援事業

（3）成果物の提出・好事例の横展開

- ・ 実証事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、国に報告する。
国は、自治体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。
- ・ なお、本事業の検証結果については、市町村における令和7年度以降の待機児童解消計画等に反映する。

実施主体等

【実施主体】市町村（待機児童が50人以上生じている市町村（令和7年度に待機児童が50人以上生じる見込みのある市町村を含む。））

【補助率】定額（国：10／10）

【補助単価】1自治体あたり年額：4,000千円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

＜具体的な取組例＞

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和7年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10／10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等への支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

事業の概要

【事業内容】

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

【対象施設】

放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、親子関係形成支援事業所

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村、都道府県等が認めた者

【補助率】国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】1施設当たり100千円

※放課後児童健全育成事業所については、1支援の単位当たりとする。

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1 歳 6 か月児」及び「3 歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3 から 6 か月頃」及び「9 から 1 1 か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1 か月児」及び「5 歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1 か月児」及び「5 歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1 か月頃の乳児 及び ② 5 歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1 か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5 歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- （1）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- （2）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：① **6,000円**／人（原則として個別健診） ② **5,000円**／人（原則として集団健診）

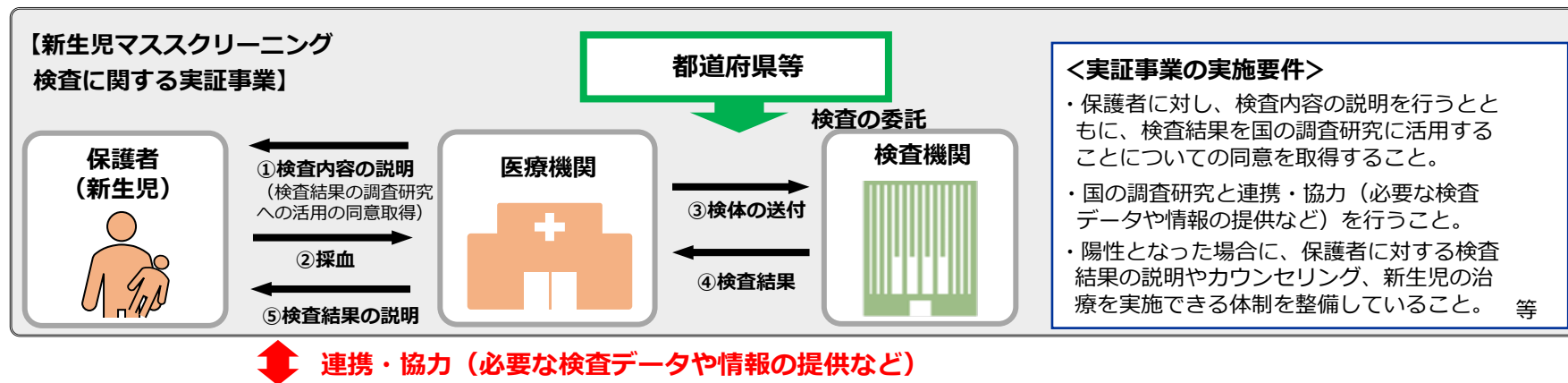
事業の目的

- 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

（※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

事業の概要

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



【国の調査研究（こども家庭科学研究）】令和5～7年度

- ・ 地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・ 保護者向けの情報提供資料又は説明文書の作成 など

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市 ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2 ◆ 補助単価：6,000円/人 ※検査に関する説明等を含む。

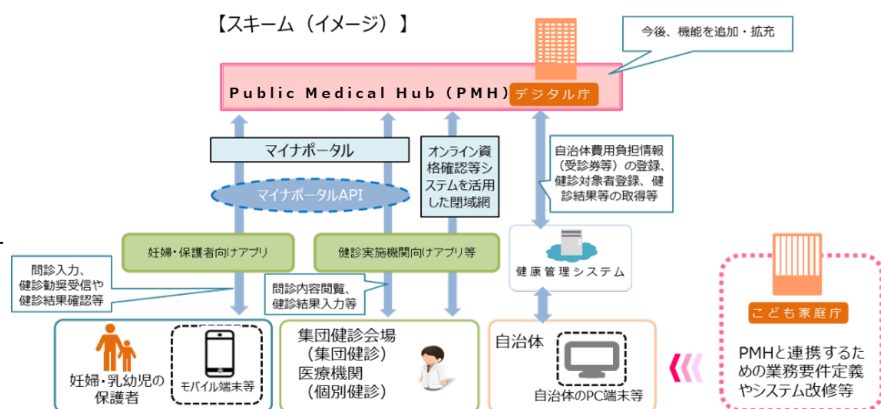
令和6年度補正予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 12.5億円

事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）において、「母子保健等におけるこども政策DXを推進する」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5・6年度に「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）を活用し、妊婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組を先行的に実施しているところ。
- 引き続き、令和7年度においても、PMHを活用した情報連携の対象となる母子保健業務の機能追加・拡充（産後ケア事業など）等の検討や、電子母子健康手帳に関する必要な対応、母子保健情報のDB化に向けた検討を行うための実証事業等を行い、母子保健業務のデジタル化等の取組を進めていくことで、住民・自治体・医療機関間の業務の効率化や迅速な情報共有を目指す。

事業の概要

- 母子保健デジタル化等実証事業の全体の進捗管理。
- デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）と連携するための住民、医療機関・自治体等のアプリ・システムの改修等や、集合契約・費用請求システム、母子保健DB等の構築に向けた調査研究、要件定義、その他のPMHに関連したデジタル化の取組を実施。



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定） 【補助率】定額

令和6年度補正予算 1.3億円【令和4年度創設】

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、**企業等の労務担当職員等**（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内 容（※（1）～（5）の基本事業は原則全て実施すること。）

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（**企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む**）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）
- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援
- （7）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （8）若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （9）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （10）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
- （11）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （12）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）

（13）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（新規）【予算：1.0億円】

（14）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（新規） ※補助単価：1か所13万円
【予算：0.3億円】

◆ 実施自治体数

96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和5年度変更交付決定ベース

実施主体等

◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市 ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

令和6年度補正予算 性と健康の相談センター事業の一部 1.0億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- こうした点を踏まえ、プレコンセプションケアのための5か年戦略を策定するための議論を行うとともに、プレコンセプションケア概念の幅広い普及を行う。
- プレコンセプションケアについて、若年世代を含む国民が、気軽に相談できるよう、身近な地域や機関等における相談体制の整備を図る。

事業の概要

- 対象者
将来の妊娠・出産やライフデザインに関心がある男女
- 内容
身近な地域の医療機関等にプレコンセプションケアに関する相談支援の委託等を行い、対象者に相談支援を実施した場合の費用について補助を行う。
(※性と健康の相談支援センターが直接相談支援を行うことも可能)

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【補助率】 1/2
【補助単価】 相談1件当たり 7,700円(※) ※ただし、実際の相談費用の7割相当額を上限とする。

令和6年度補正予算 母子保健衛生費補助金 1.9億円

事業の目的

- 入院患者への家族による付添いについては、診療報酬に係る規則（厚生労働省令）において、小児患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えないこととされている。
- また、こども家庭庁が実施した実態調査においても、こどもが入院した際に家族が付添いを行っている状況があることが確認されているが、こどもの付添いを希望する家族において、十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、入院中のこどもの家族の環境整備の取組等の充実を図り、こどもや家族が安心して入院することができる環境改善を推進することを目的とする。

事業の概要

入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費を補助する。

（１）環境改善のための修繕の実施

こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

（２）環境改善のための物品等の購入

こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド、寝具等や、家族の食事のための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族が入院の付添いができない場合において、小児患者が家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/2

【補助単価】 （１） 1 医療機関あたり 7,500千円

（２） 医療機関の小児患者に係る 1 床あたり 20千円

※ただし、1つの医療機関において本事業の補助対象となるのは、一定の期間（10年）につき1回とする。

令和6年度補正予算 1億円

事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の状態や発達の評価等を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
 - ①健診医が確保できない
 - ②医師以外の専門職が確保できない
 - ③健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難
 といった課題が挙げられた。
- そのため、各自治体において、健診医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をし、各健診の全国での実施を目指す。

事業の概要

- 都道府県事業
 - (1) 関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
- 市町村事業（※3～6か月児、9～11か月児健診の支援については、未実施自治体のスタートアップ支援とする）
 - (2) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診）
 - (3) 各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、5歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用（保健師・心理士等の医療従事者が対象）
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)

実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県、(2) (3) 市町村 【補助率】 1/2
- 【補助単価】 (1) 1都道府県あたり 2,715,000円 (2) 1市町村あたり 939,000円
(3) 1市町村あたり 300,000円

ドナーミルクの安全確保の仕組み及び安定供給に関する 調査研究事業

令和6年度補正予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 50百万円

事業の目的

- 早産児、特に極低出生体重児（出生時体重1500g未満）については、壊死性腸炎や敗血症等の合併症の予防や将来的な神経発達予後の改善に、早期の母乳による経腸栄養が有効であるとされている。
- ドナーミルクとは、産婦自身の母乳が得られない場合に、授乳中の方からの善意により提供された母乳を、殺菌処理等して低出生体重児等に供与するものであり、母乳由来の栄養を補給することに加え、未熟な腸でも早期に経腸栄養を開始する最適な方法であり、壊死性腸炎等の予防に有効性があるとして、新生児医療の現場で国際的にも広く活用されている。
- わが国においては、契約医療機関に対してドナーミルクの提供を行う「母乳バンク」が民間団体により運営されているほか、院内において殺菌処理等したドナーミルクを供給する例もみられているが、現時点において、ドナーミルクは食品や医薬品のいずれにも位置付けられていないなどの状況となっている。
- こうした状況等を踏まえ、今後、ドナーミルクの法的な位置づけも含め、現状と課題を整理するための調査研究を実施することで、ドナーミルクの安全確保の仕組みや安定供給に関する知見を収集することを目的とする。

事業の概要

ドナーミルクに関する法的な位置づけや、殺菌処理等の安全確保の仕組み及び安全供給に関する現状や課題（ドナーミルクを医薬品等に位置付ける場合における、各種申請手続きや必要となる知見、医薬品等に位置付ける場合の運用面の課題などを含む）を整理するための調査研究を実施する。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定） 【補助率】 定額

令和6年度補正予算 母子保健衛生費補助金 3.2億円

事業の目的

- 産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされたところ。
- また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。
- 産後ケア事業のユニバーサル化に向け、受け皿の拡大を進めていくため、産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）に対する改修費等を支援することにより、産後ケア事業の実施体制の強化を図る。

事業の概要

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）の新設、定員の拡大等を行おうとする設置主体に対して、当該施設の改修に伴い必要となる経費の一部を補助する。



(こども家庭庁)



(自治体)



(設置主体)

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】設置主体が市町村の場合：国 1 / 2、市町村 1 / 2 (直接補助)

設置主体が民間団体の場合：国 1 / 2、市町村 1 / 4、民間団体 1 / 4 (間接補助)

【補助単価】31,874千円

留意点

次世代育成支援対策施設整備交付金の補助の対象となる場合は、本事業による補助の対象外とする。

事業の目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の妊婦健診を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

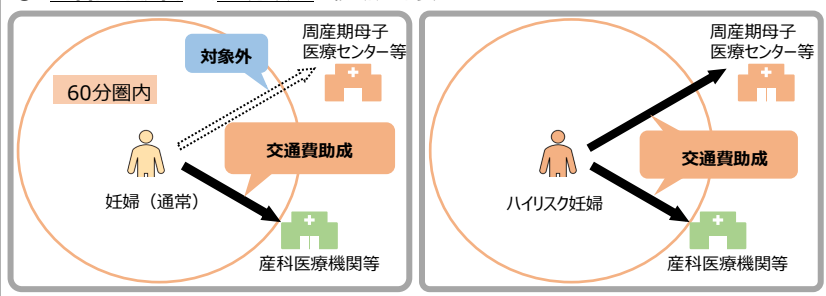
事業の概要

自宅（又は里帰り先）から

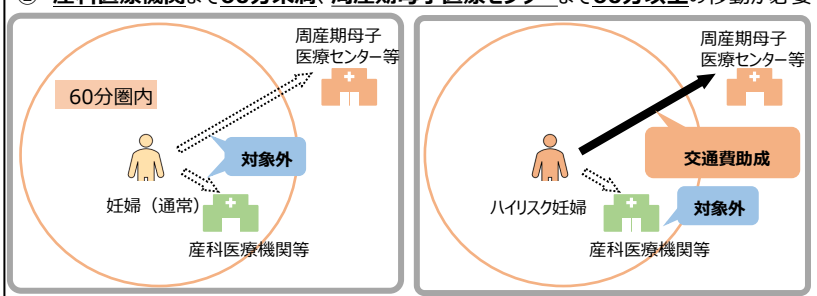
◆ 対象者

- ① 最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（※上限14回）
- ② 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「**ハイリスク妊婦**」という。）のうち、最寄りの周産期母子医療センター等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（※上限14回）
- ③ 妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関まで概ね60分以上の移動を要する妊婦（※上限7回）

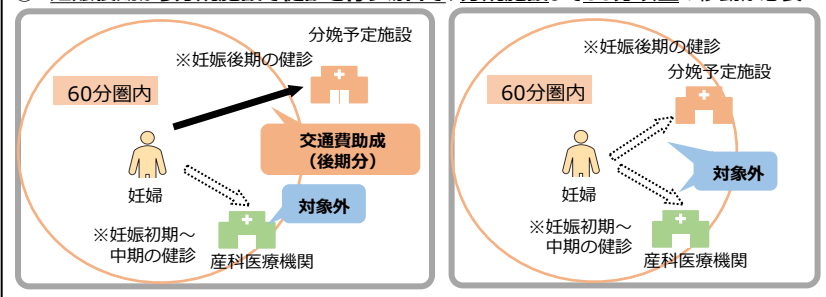
① 産科医療機関まで60分以上の移動が必要



② 産科医療機関まで60分未満、周産期母子医療センターまで60分以上の移動が必要



③ 妊娠後期から分娩施設で健診を行う場合で、分娩施設まで60分以上の移動が必要



(留意事項)

本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用し、都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）※都道府県からの間接補助による交付
- ◆ 補助内容：移動に要した費用（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の8割を助成

令和6年度補正予算 1.5億円

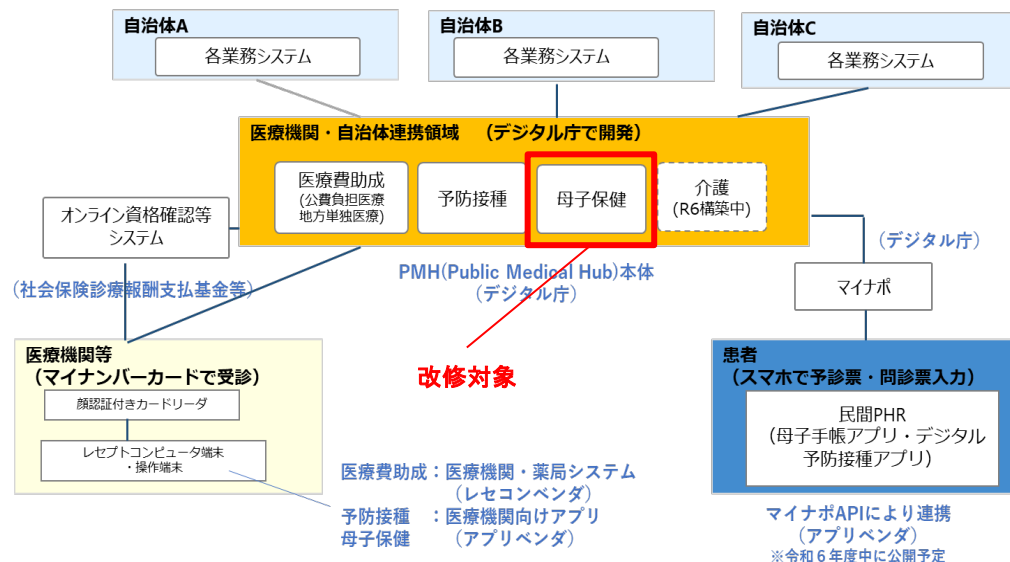
事業の目的

自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤Public Medical Hub(PMH)について、令和8年度以降の全国展開に向けて、母子保健事業（健康診査および産後ケア）についてマイナンバーカード1枚・スマホ1つで受診・利用や結果の閲覧等ができる環境の整備を行い、国民の利便性向上、自治体・医療機関等の業務負担軽減を実現するため、PMHに必要な機能拡充等の整備を実施する。

事業の概要

Public Medical Hub(PMH)の機能うち母子保健の分野について、令和8年度以降の全国展開を見据えて必要となるPMHの機能の拡充（電子母子健康手帳への対応や産後ケア事業など対象事業の追加などを想定）を行う。

【PMHシステム構成図】



実施主体等

【実施主体】 民間団体 【補助率】 定額

令和6年度補正予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 3.7億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- こうした点を踏まえ、プレコンセプションケアのための5か年戦略を策定するための議論を行うとともに、プレコンセプションケア概念の幅広い普及を行うことを目的とする。

事業の概要

● プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会の運営等

プレコンセプションケアに係る課題や対応策等について整理を行うための、「プレコンセプションケア5か年パッケージ（仮称）」に関する有識者等を集めた「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会」の運営等を行う。

● プレコンセプションケアに関する情報発信等事業

プレコンセプションケアに関するSNS等を活用した広報啓発、リーフレットや動画等の普及啓発資材の開発、若年世代を対象にした情報発信等を実施する。これにより、「プレコンセプションケア」概念の幅広い普及とともに、男女を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理を行うことを目的とする。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定） 【補助率】 定額

令和6年度補正予算 0.1億円

事業の目的

- 「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の全国展開にあたっては、実際に健診を行う医師の経験不足等が懸念され、健診医の確保に苦慮をしている。そのため、健診を実施できる健診医を養成するために研修の機会を確保する必要がある。
- そのため、「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の研修を実施する団体への支援を行い、乳幼児健診の健診医の養成、質の向上を推進する体制の整備をとおり、1か月児健診及び5歳児健診の全国展開を図る。

事業の概要

- 対象者
「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診を行う医師
- 実施方法
・開催場所は全国で行ったり、オンラインで実施したりすることで、全国の医師が参加できるようにする。
- 内容
・「1か月児」や「5歳児」の乳幼児健診の実施に必要な医師の診察手技等の専門性の高い研修を行う。

実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定） 【補助率】1/2 【補助単価】1団体あたり6,000,000円

令和6年度補正予算 878億円

事業の目的

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和7年1月17日施行。以下「補償金等法」という。）に基づき、令和6年7月3日の最高裁判所大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者または配偶者の損害の迅速な賠償を図るための補償金を支給する。また、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金を支給する。

事業の概要

①独立行政法人福祉医療機構が、補償金等法に基づき新たな補償金等を支給するための基金を造成するための交付金を交付する。

【予算：862億円】

1. 補償金

対 象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族）

支給額：本人 1500万円 特定配偶者 500万円 ※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻(事実婚含む)していた方等

2. 人工妊娠中絶一時金

対 象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額：200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する

②都道府県が、補償金等法の円滑な施行のために行う周知広報や、請求窓口の体制強化を図るための補助金を交付する。

【予算：3.5億円】

③こども家庭庁において、補償金等法の施行に伴う謝罪広告や周知広報、被害を受けた方が補償金等の請求を行うためのサポート体制の整備等を行う。【予算：12億円】

実施主体等

【実施主体】①独立行政法人福祉医療機構、②都道府県、③こども家庭庁

【補助率】①10/10、②10/10、③－

【補助単価】①定額 ②こども家庭庁が必要と認めた額、③－

令和6年度補正予算 2.7億円

事業の目的

- こども性暴力防止法について、施行日（公布日（令和6年6月26日）から2年6月内の政令で定める日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行う。

事業の概要

- 各種ガイドライン、マニュアル、研修教材等の作成
 - ・ 本法の円滑・確実な施行に向け、政令府令等の立案と並行して、事業者等が制度の詳細・留意点や手続の流れを理解できるよう、ガイドライン・マニュアルを作成・提供する。
 - ・ 事業者に対し、性暴力防止のために取り組むべき事項等に係る研修を、対象事業に従事する者に受講させる義務を課すに当たり、適切な研修の実施及び負担軽減のため、研修教材を作成・提供する。
 - ・ 認定事業者が、内閣総理大臣が定める表示を広告等に付すに当たり、保護者等が本法の認定事業者であることを一見して分かるようにし、民間教育保育等事業の選択の際に役立てることができるよう、認定マークを作成する。

実施主体等

【実施主体】 国

令和6年度補正予算 24億円

事業の目的

- こども性暴力防止法について、施行日（公布日（令和6年6月26日）から2年6月内の政令で定める日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行うため、本制度の施行に必要な関連システムの開発等を行う。

事業の概要

- 本法においては、
 - 民間教育保育等事業者からの認定申請
 - 対象事業者（学校設置者等・認定事業者等）からの犯罪事実確認書の交付申請
 - 対象事業者からの定期報告等に対して、行政が認定・交付・監督を行うこととなる。
- このため、事業者、行政等においては膨大な事務作業が生ずることとなる一方、こどもの安全確保の仕組みであることや犯罪歴の有無等の極めて機微な情報を取り扱うことから、これを誤りなく正確に処理することが必要となる。また、事業者は犯罪事実確認を行うまでは従事者を対象業務に従事させることができなくなるため、必要な事務を円滑・迅速に処理することも必要であり、これらに対応するための、必要な情報システムの設計・開発を行う。
- また、本法の施行準備と並行して、情報システムの設計・開発等を期限内に完了させるため、作業計画と実施状況の乖離、日々生じる課題等を的確に把握して、解決策を講じる進捗管理・業務管理が重要である。このため、情報システムの設計・開発等とは別に、こうしたノウハウ・専門的知見を持つ事業者への委託を行う。

実施主体等

【実施主体】国

令和6年度補正予算 138億円（うち5か年加速化対策分 37億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進するとともに、防災・減災、国土強靭化を支援し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張 スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉 施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊娠婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設

【令和6年度拡充事項】

- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】 定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（児童福祉施設等分）

次世代育成支援対策施設整備交付金 令和6年度補正予算：37億円

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ①耐震化整備・・・社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ②非常用自家発電設備整備・・・非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ブロック塀等改修整備・・・安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④水害対策強化・・・社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

①耐震化整備

目標箇所：約1,024カ所
(児童関係施設等※：約595カ所、
障害児者関係施設：280カ所、
介護関係施設：65カ所、
その他関係施設：84カ所) ※保育
所等を含む

・昭和56年以前に建築された施設
のうち、耐震診断の結果、改修の
必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強
改修工事等を実施することで、地
震発生による建物の倒壊、破損等
を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震
化を推進する。

進捗：214カ所/620カ所
(児童関係施設等※：203カ所
/585カ所、
障害児者関係施設：11カ所/35カ
所) ※婦人関係施設除く

②非常用自家発電設備整備

目標箇所：約2,857カ所
(児童関係施設等※：約5カ所、
障害児者関係施設：約495カ所、
介護関係施設：約2,350カ所、
その他関係施設：約7カ所) ※保育所
等を含む

・非常用自家発電設備が現在未整
備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備
を実施することで、地震発生によ
る停電の際、事業の継続を可能と
する。

達成目標：社会福祉施設等の非常
用自家発電設備の整備を推進する。

進捗：20カ所/30カ所
(児童関係施設等：10カ所/5カ所、
障害児者関係施設：10カ所/25カ
所)

③ブロック塀等改修整備

目標箇所：約1,472カ所
(児童関係施設等※：約385カ所、
障害児者関係施設：約255カ所、
介護関係施設：約820カ所、その
他関係施設：約12カ所)
※保育所等を含む

・劣化、損傷や高さ、控え壁等に
問題があるブロック塀等を設置し
ている施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施すること
で、地震発生によるブロック塀等
の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブ
ロック塀等の改修を推進する。

進捗：16カ所/415カ所
(児童関係施設等：14カ所/385カ
所、
障害児者関係施設：2カ所/30カ
所)

④水害対策強化

目標箇所：約1,690カ所
(児童関係施設等※：約45カ所、障
害児者関係施設：約470カ所、介
護関係施設：約1,175カ所)
※保育所等を含む

・水害による危険性が高い地域に
おいて、安全な避難のための整備
が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施す
ることで、利用者の安全で迅速な
避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高
い地域に所在する施設の改修等の
整備を推進していく。

進捗：4カ所/81カ所
(児童関係施設等：3カ所/45カ所、
障害児者関係施設：1カ所/36カ
所)

令和6年度補正予算 児童福祉施設等災害復旧費補助金 : 36億円
児童福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 2.6億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 令和6年度補正予算においては、令和6年梅雨前線豪雨等（激甚災害指定（本激））、令和6年台風5号（激甚災害指定（局激））、台風7号、台風10号等について、自治体への所要額調査等に基づき計上。

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市等

5. 国庫補助率

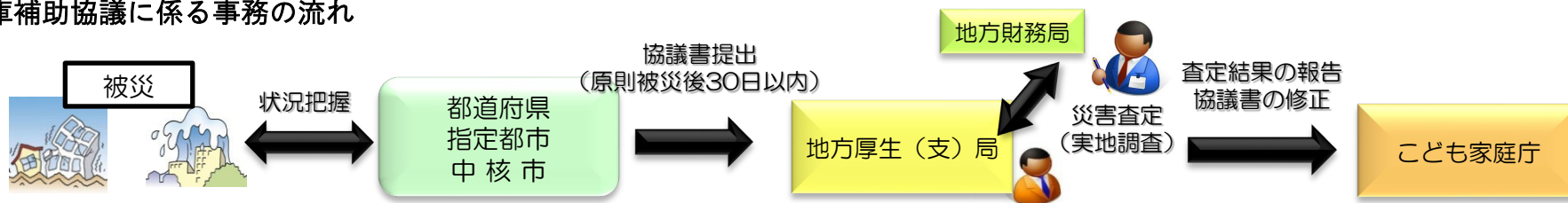
施設整備：通常（※）1／2 または 1／3 等（施設種別により異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて1／2 + α または 1／3 + α となる。

（激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により1／2 → 2／3 または 1／3 → 1／2 に嵩上げ対象とする。）

設備整備：定額（令和6年梅雨前線豪雨等を対象）

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



令和6年度補正予算（子ども・子育て支援交付金） 3.9億円

事業の目的

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減や利用者の利便性を向上させる環境整備は運営における課題となっており、本事業では、放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とし、更なる放課後児童クラブ等におけるICT化の推進に向け、引き続き支援を続けていく必要がある。

事業の概要

【事業内容】

（1）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- ・ 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- ・ 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（2）翻訳機等の購入

- ・ 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【補助単価】

- （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- （2）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

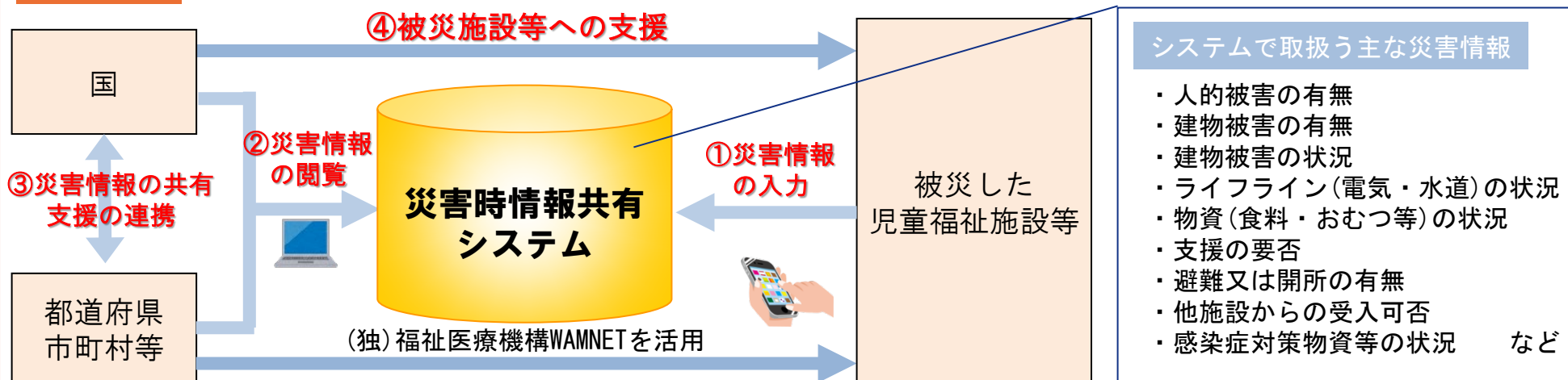
（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



事業の目的

- インフルエンザの流行等の有事に備え、児童福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄状況やその補充のために必要な状況の把握を行い、もって施設の早期支援につなげるためのシステム改修経費を計上する。

事業の概要



※ 令和6年度補正予算では、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）等を踏まえ、児童福祉施設における個人防護具の備蓄状況やその補充のために必要な状況の把握するためのシステム改修費用を計上する。

【参考】新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）（抄）

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

（6）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

第12章 物資

1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

⑥ 国及び都道府県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。（厚生労働省、こども家庭庁）

事業の目的

文部科学省の最新の調査では、いじめの重大事態件数は過去最多を更新しており、いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

【参考】いじめの重大事態件数（令和6年10月31日 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）
・令和5年度重大事態件数：1,306件（令和4年度：919件（+387件））（過去最多）

事業の概要

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

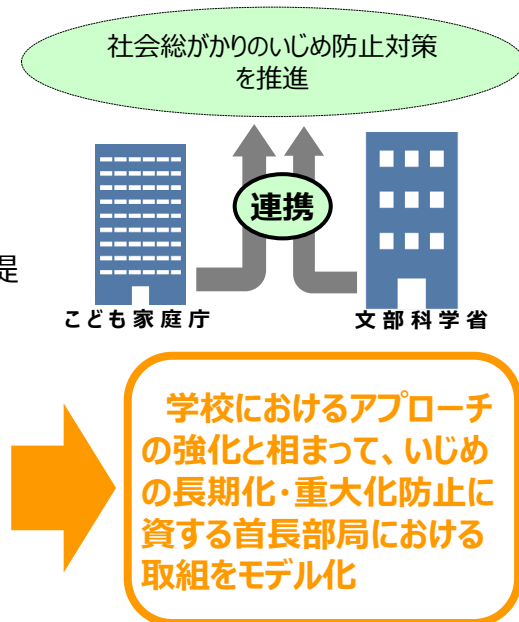
自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証イメージ）

- ・令和6年度に未実施の地域（ブロック）や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
 - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築（認知時の情報共有、指導者等への研修など）
 - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 加害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 首長部局と警察、学校が連携し、相談内容に応じて情報共有や解消に向けた連携した対応を行うための体制構築
- ・実証地域での成果・課題を踏まえた、首長部局でのいじめ解消の仕組み導入のための手引きの作成

②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等（民間団体等に委託）



実施主体等

①実証地域（首長部局）での開発・実証	【委託先】	都道府県、市区町村
	【補助割合等】	委託費（国10/10）
②実証地域への専門的助言や効果検証等	【委託先】	民間団体等（1団体）

①実証地域	令和6年度（R6.7月時点）	令和6年度補正予算
地域数	12ヵ所	16ヵ所
補助率等	委託費（国10/10）	委託費（国10/10）

令和6年度補正予算 2.6億円

事業の目的

- 最新の調査（令和5年度）では、小中学校の不登校のこどもが過去最多の約35万人になるとともに、そのうちの約4割（約13万人）に当たるこどもが、学校内外の機関等で専門的な相談等を受けていない状況となっており、一人一人の状況に応じた適切な支援が届いているとはいえない。
- 学校につながりがもてず、また、地域社会とのつながりももてずにいるこどもを含め、不登校のこども・保護者の悩みやニーズ等に対し、各地域において、こどもの育ちの点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援することにより、不登校のこどもへの包括的で切れ目ない支援モデルを創出し、社会的な自立につなげることを目的とし、学校内外の機関等で専門的な相談を受けていない不登校のこどもの割合の低下を目指す。

事業の概要

- ① 地域において、教育委員会と連携するほか、必要に応じて関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）等と連携し、不登校のこどもの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証
- ② 教育委員会との連携にあたって首長部局の窓口の役割を担ったり、不登校のこどもや保護者のサポートを行うために医療や福祉などの関係機関等との連携・調整を行ったりするコーディネーターの活用により、首長部局における支援体制の構築

（時期に応じた支援の例）

◆休み始める時期

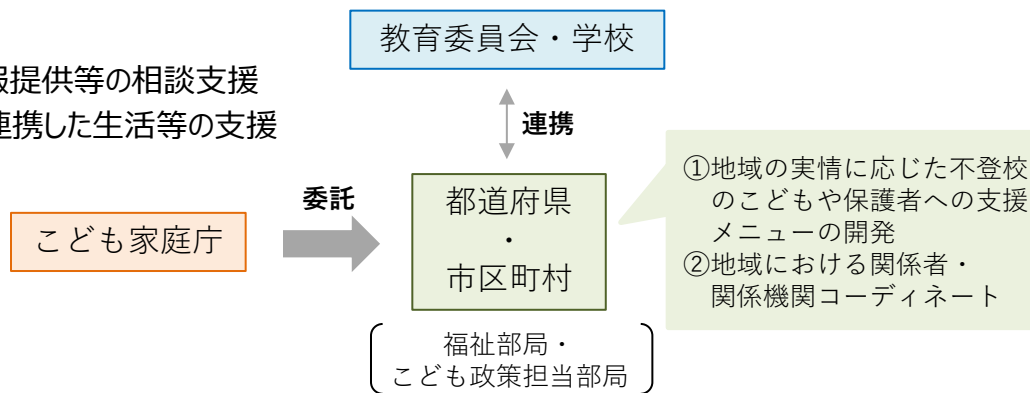
- ・不登校のこどもの今後の見通しや地域の支援メニューに関する情報提供等の相談支援
- ・不登校のこどもの発達特性に応じた医療や福祉等の専門機関と連携した生活等の支援

◆家庭で過ごし休養する時期

- ・家庭で過ごす不登校のこどもへの支援
- ・行政機関と民間施設等が協力した相談会の開催
- ・自治体における民間施設等の情報提供

◆回復傾向にあって他者との関わりが増える時期

- ・民間施設等を利用するこどもの通所送迎支援
- ・民間施設等における、学校生活や生活リズムに慣れない小学校低学年のこどもに対する支援
- ・民間施設等における、高校生へのキャリア形成に向けた支援



実施主体等

【委託先】都道府県・市区町村

令和6年度補正予算 1億円

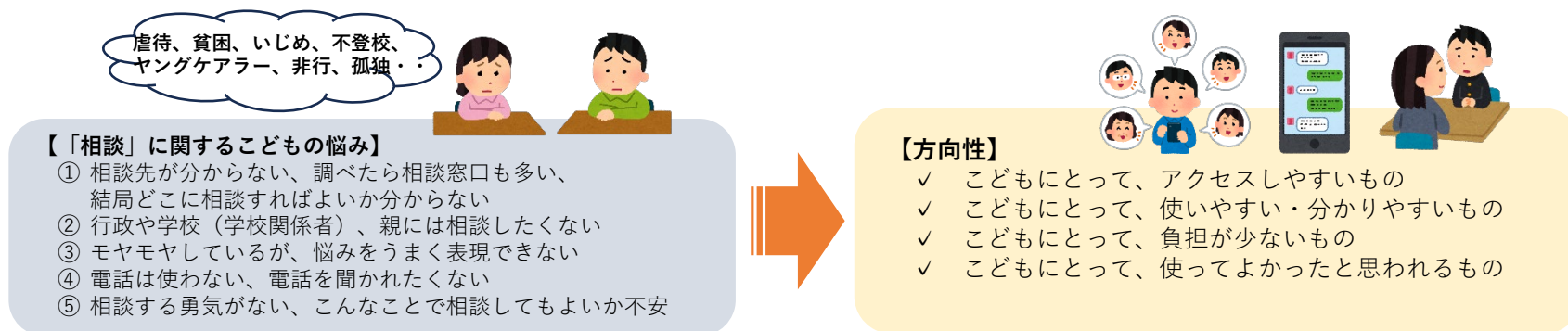
事業の目的

- 様々な悩みをもつ全てのこどもの学校外の相談を受けとめる場について、こどもが利用できる官民の相談窓口等の実態を把握・整理し、こども、保護者等に対し広報活動を行うことにより、悩みの深刻化、重大化を防ぎ、こども誰一人取り残すことのない、こどもまんなか社会の実現を図る。

事業の概要

1. こどもの悩みを受け止め利用しやすいサービスの検討及び官民の相談窓口等の実態整理

様々な悩みをもつこどもからの相談について、相談窓口が非常に多く、相談先が分かりにくいこと、相談の実態が十分に整理・共有されていないことが課題とされている。このため、こどもの悩みを受け止め、こどもが利用できる官民の相談窓口等の実態を早急に把握・整理する。



2. こどもの悩みを受け止める諸活動の普及・広報事業

国や自治体並びに民間団体等による、こどもの悩みを受け止める諸活動について、こども・保護者等への普及・広報活動を行う。

実施主体等

【委託先】民間団体等

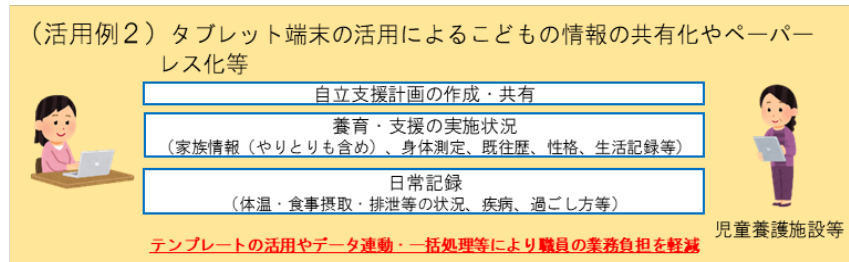
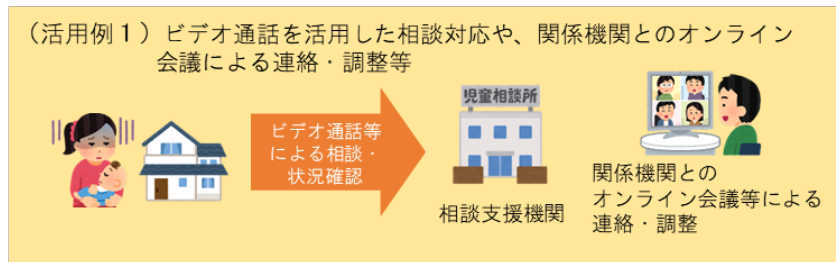
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.7億円

事業の目的

- 児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用が全国的に展開されるよう促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

事業の概要

- 児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。
（活用例1）
①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等
（活用例2）
職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等や、スマートフォンの活用による入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等
（※）児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅰ型及びⅡ型）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所



実施主体等

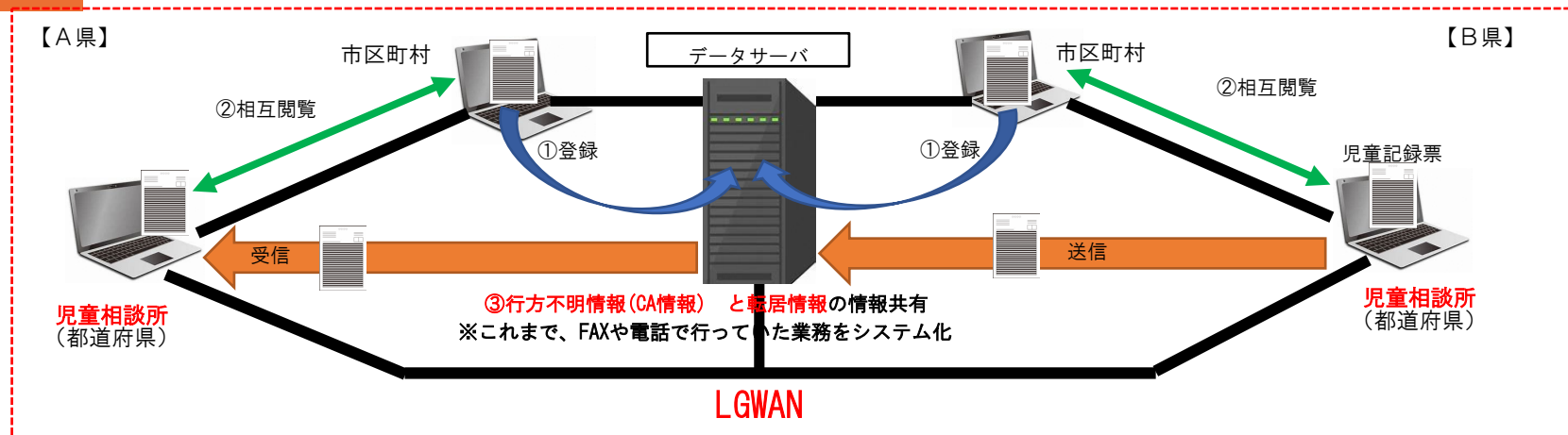
- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市区町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円
- 【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター
国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1／2）
ii. 上記以外
国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／4、事業者：1／4）
国：1／2（都道府県：1／8、市及び福祉事務所設置町村：1／8、事業者：1／4）
※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、
国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2）
国：1／2（都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.2億円

事業の目的

- 近年発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられていることから、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要。
- 令和3年9月1日から、全国の児童相談所において、本システムを活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を開始。

事業の概要



<拡充内容>

令和7年度については、通常の運用保守業務に加え、次期システム更改（令和9年度）に向けた、

- ・ 現行システムの課題抽出や、次期システムの設計方針検討、仕様要件定義案の策定
- ・ 現行システムから次期システムへのデータ移行方法の調査検討等を行う。

令和7年度

課題抽出、仕様策定
データ移行調査等

令和8年度

次期システム設計開発

令和9年度

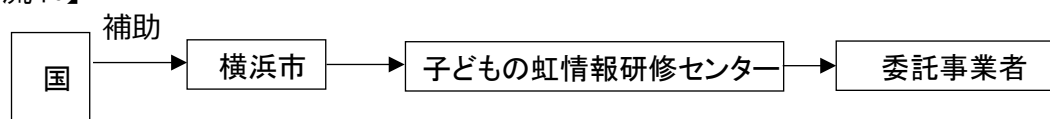
次期システム
運用開始

実施主体等

【実施主体】横浜市（子どもの虹情報研修センター）

【補助率】国：10/10

【資金の流れ】



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

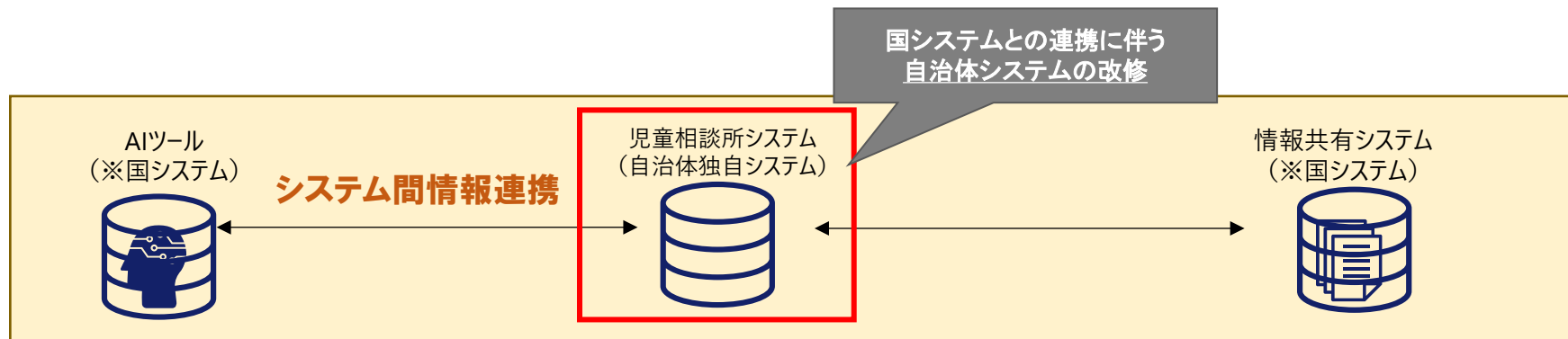
- 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

事業の概要

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

- ① 児童相談所におけるA Iを活用した全国統一ツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- ② 要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

【補助基準額】 1自治体当たり ①：19,250千円、②：7,700千円

※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

- 児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行うほか、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置することで、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

事業の概要

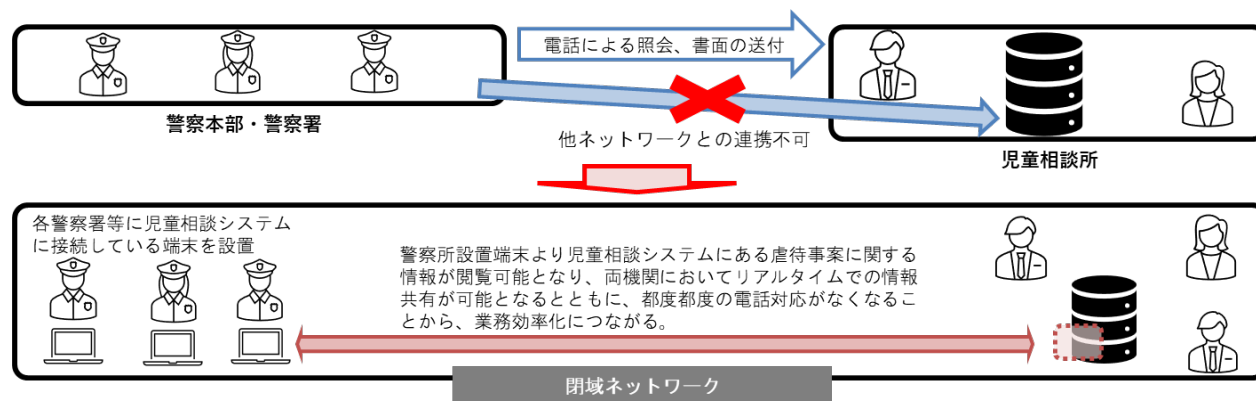
- 児童相談所・警察署等における情報共有システムの構築のための費用について補助を行う。

① 警察署等への端末整備

警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。

② 児童相談所システム改修

児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



実施主体等

【実施主体】	①警察署等への端末整備	都道府県
	②児童相談所システム改修	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助割合】	①警察署等への端末整備	国：1／2（都道府県：1／2）
	②児童相談所システム改修	国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）
【補助基準額】	①警察署等への端末整備	1自治体当たり 30,550千円
	②児童相談所システム改修	1自治体当たり 20,460千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度補正予算 6.8億円

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的に(少なくとも年に1回程度)行うことが重要としている。
- 実態調査・把握の実施自治体数は412自治体に留まる(令和6年2月29日現在)ところ、ヤングケアラーの早期把握を目的とした定期的な「実態調査・把握」が全国で実施されるよう、従来の補助に加え必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

事業の概要

- ①**実態調査・把握**
市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施。
都道府県は、条例の制定や計画策定など、広域的な支援体制の整備に必要な調査の他、市区町村と連携し、高校生以上の世代など、広域的な対応が必要となる場合の実態調査を実施。
- ②**実態調査スタートアップ加算**
実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に実施するには、自治体の負担軽減(調査コスト等)が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築(例えば、特定の項目に該当する子どもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等)を実施。

実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3		都道府県、市区町村		
実施事業	実施主体	1都道府県、指定都市あたり	1中核市・特別区あたり	1市町村あたり
	①実態調査・把握	6,100千円	3,153千円	1,709千円
	②実態調査スタートアップ加算 (1自治体当たり原則1か年度のみ申請可能)	2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率		国：2/3 実施主体：1/3		

都道府県・
市区町村

子ども・若者への実態調査
(少なくとも年に1回程度実施)

ヤング
ケアラー

ヤングケアラー支援体制強化事業

(ヤングケアラー支援体制構築事業(都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分))

支援局虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度補正予算 0.4億円

事業の目的

- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。
- 子ども・若者育成支援推進法改正により、ヤングケアラー支援の対象年齢はおおむね30歳未満(状況により40歳未満)とされ、18歳前後での切れ目ない支援が重要であるが、活動圏域が広域になる若者世代は、主に都道府県において、オンライン相談を含む個別支援や市区町村へのつなぎ、ピアサポートの体制整備等が望まれることから、全国で18歳以上のヤングケアラーへの支援が展開されるよう、都道府県にヤングケアラー・コーディネーターを配置するための補助を創設する。

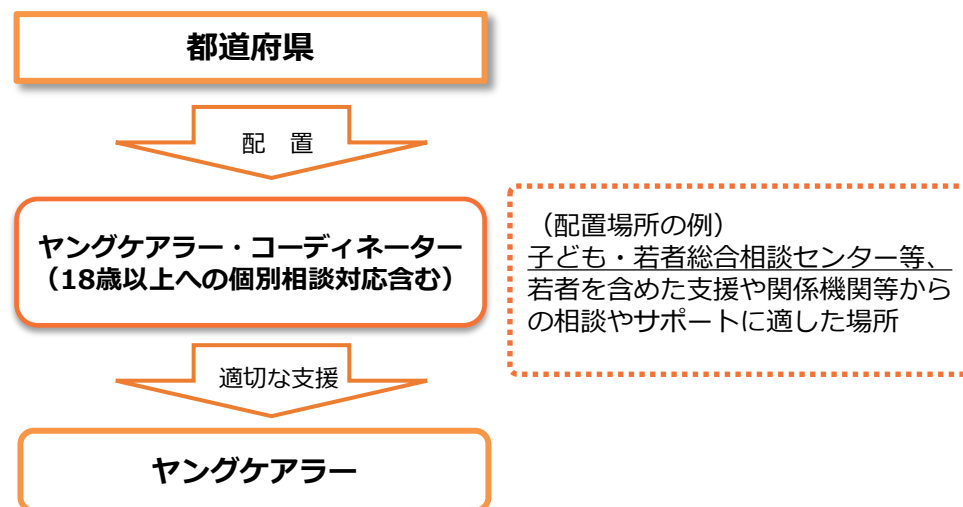
事業の概要

- 都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置(事業委託を含む)する場合、必要な経費の補助を行う。

実施主体等

実施事業 \ 実施主体	1 都道府県あたり
18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置	7,896千円
補助率	国 : 2/3 実施主体 : 1/3

※ 18歳未満のヤングケアラーの支援については、別途「ヤングケアラー・コーディネーターの配置」にて対応。



＜こども政策推進事業委託費＞
令和6年度補正予算 1.1億円

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。

これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、**都道府県と協働して②～⑤を実施**し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

機能強化が必要な市町村

- ・合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- ・サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- ・家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいか？

設置の推進
(相談対応・研修等)

機能強化の推進
(相談対応・研修等)

都道府県

設置の制約や機能の状況をどのように把握し、市町村をどう支援するか？

都道府県と
協働して
②～⑤による
相談・支援を実施

協議
情報交換

国（受託事業者）

① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い
都道府県の職員

有識者

設置済み市町村
の設置・運営担当者
機能が充実した市町村
の実践者 等



② 未設置市町村の状況把握・課題分析

③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言

④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供

⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

実施主体

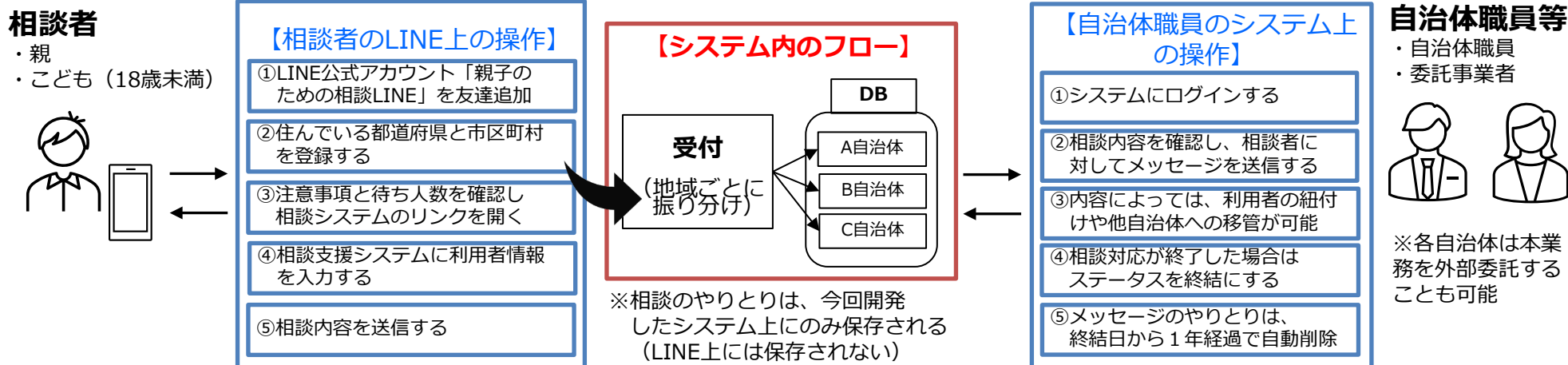
【実施主体】民間事業者 【補助率】10/10

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和6年度補正予算 0.5億円 (デジタル庁一括計上)

事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

事業の概要



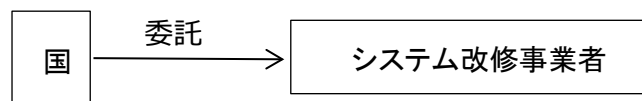
（※）自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

<要求内容>

- ①利用者の過去の相談履歴を分析し、頻出するキーワードを可視化する機能を追加
⇒利用者がよくチャットで発言する文言をシステムが分析し、相談対応中に視覚的に簡易に（直観的に）職員が確認できる機能を追加することで、職員の作業負担軽減ができ、且つ相談の質の向上のための一助として活用。※過去の相談履歴を全て読まなくても、相談者の相談内容の傾向を掴むことが可能
- ②相談終了後に利用者アンケートを送付する機能を追加
⇒相談終了後にシステム内で利用者アンケート（ユーザー満足度）を送付することで、本システムに対する意見を収集できるほか、システム導入の効果検証を行うことが可能となり、適切な改善に繋げていくことが可能となる。

実施主体等

【実施主体】 民間事業者 【補助率】 国：10/10 【資金の流れ】



項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和6年度補正予算 2.1億円 (デジタル庁一括計上)

事業の目的

- 増え続ける児童虐待相談への対応により児童相談所の業務負担が大きくなる中で、AIやICT技術を活用し、職員の負担を軽減していくことが重要
- 業務負担軽減効果の高い全国統一のツールを作成することで、児相職員が保護者やこどものケースワークに専念できる環境づくりを構築する

事業の概要

Point

- 面談や電話での音声情報を即時テキスト化+要約を行うことで、**現場で大きな負担となっている記録業務を軽減し、業務効率化を推進。**

<要求内容>

令和6年度に実施する本ツールの試行検証結果等を踏まえ、現場にとって有用なAIツールを提供することを目的とした以下の機能改修を実施
※このほか、システム運用保守や工程管理支援に関する経費を要求

- ①**音声マイニング等による相談内容（電話・面談）の記録作成支援等でのAI活用** ※児相現場で大きな負担となっている**記録業務のICT化**や**経過記録の標準化**に寄与
 - ・音声マイニング等による記録作成支援機能の開発及び読み取り/要約精度の向上
 - ・アプリケーション化の検討（通信環境に左右されずに活用可能）、相談内容に関連する法令等の即時検索・表示機能の実装 等
- ②**各自治体の児童相談所システムとの連携作業** ※①で読み取った情報の**円滑な連携**が可能になるほか、将来的に**国・自治体間の情報連携推進**に寄与
 - ・API連携機能の拡張
 - ・APIと各児相システムが接続するに当たっての業務支援、接続テストによる課題把握・検討 等

Step1 音声情報等の入力

- ・面談音声情報
- ・電話音声情報
- ・アセスメント情報 等



入力

Step2 AIツールによる解析

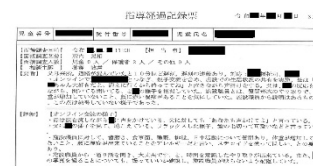
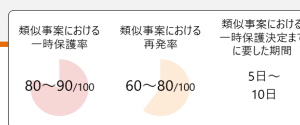
- ・学習データを蓄積
- ・蓄積されたデータを活用し、入力情報からAIが解析・予測

※タブレット等による外出先・訪問先での即時・的確な対応も想定

出力

Step3 テキスト情報等の出力

- ・音声のテキスト化
- ・AIによる面談記録等の要約
- ・一時保護スコア 等



実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10 【資金の流れ】

国

委託

システム改修事業者
工程管理支援事業者

令和6年度補正予算 4.7億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実に行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

令和6年度補正予算 0.8百万円
※児童保護災害臨時特例補助金

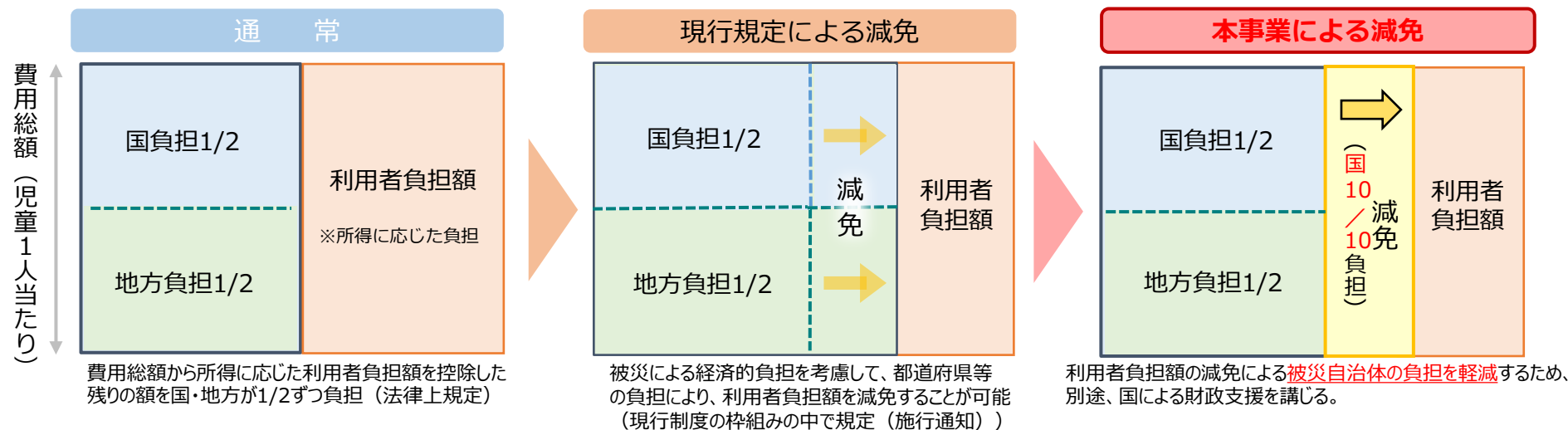
事業の目的

- 児童入所施設等へ入所措置等が行われた児童の保護者等が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、都道府県等の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる都道府県等の負担を軽減する。

事業の概要

- 令和6年能登半島地震の被災者に対して都道府県等が利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。

<事業イメージ>



実施主体等

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

【補助率】

国：10／10（定額）

令和6年度補正予算 84.1億円
※児童保護費負担金

事業の目的

- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

事業の概要

- 児童養護施設等措置費の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和6年4月まで遡って児童養護施設等措置費の person 費の引上げを行う。

(参考) 令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.5月→4.6月)
- ③ 寒冷地手当を11.3%引き上げる

実施主体等

【対象】

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親支援センター、一時保護施設に従事する職員

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

【補助率】

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（※）

（※）市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

令和6年度補正予算 2.0億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 改正児童福祉法関連施設・事業所について、各都道府県が策定する社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）に基づく整備目標の達成が可能となるよう、改修費や開設準備経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。また、里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- 熱中症によるこどもの死亡数が増加傾向にあることから、北海道内の冷房機器等未設置の部屋があるすべての児童養護施設等において設置が可能となるよう、熱中症防止対策の支援を行う。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

（1）改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業

里親支援センターの開設準備経費（設備整備及び備品購入費用）及び改修費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

（2）里親負担軽減事業

里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

（3）児童養護施設等（※）における熱中症防止対策支援事業

熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

（4）児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）同上

補助基準額

- | | |
|-------------------|------------------|
| （1）1か所当たり：8,000千円 | （2）1自治体当たり：500千円 |
| （3）1か所当たり：1,000千円 | （4）1か所当たり：100千円 |

実施主体

- （1）都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村）
- （2）都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- （3）北海道、札幌市、旭川市、函館市、市及び福祉事務所設置町村（北海道管内の市町村に限る。）
- （4）都道府県、市町村

補助率

- （1）国：1/2（2/3（※¹）、3/4（※²））
（都道府県等：1/2（1/3（※¹）、1/4（※²））、または、都道府県：1/4、市町村：1/4）
（※¹）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。
（※²）里親支援センターの開設準備経費
- （2）国：1/2
（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- （3）国：1/2
（都道府県等：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- （4）国：1/2
（都道府県等：1/4、事業者：1/4）

令和6年度補正予算 0.7億円

※（項）国立児童自立支援施設整備費（目）施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費

事業の目的

国立児童自立支援施設において、施設の老朽化や今夏の台風の影響等により建物の劣化や設備の故障が生じているため、改修工事を行う。

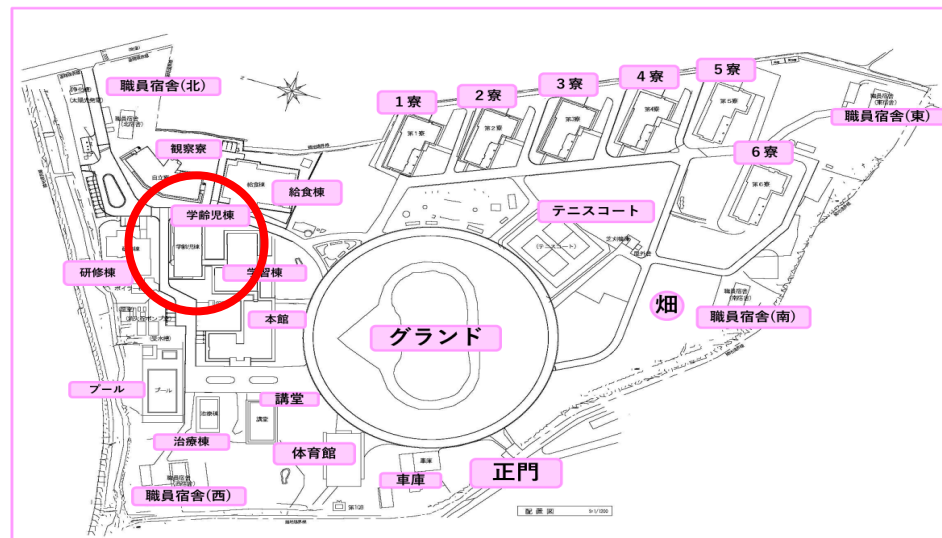
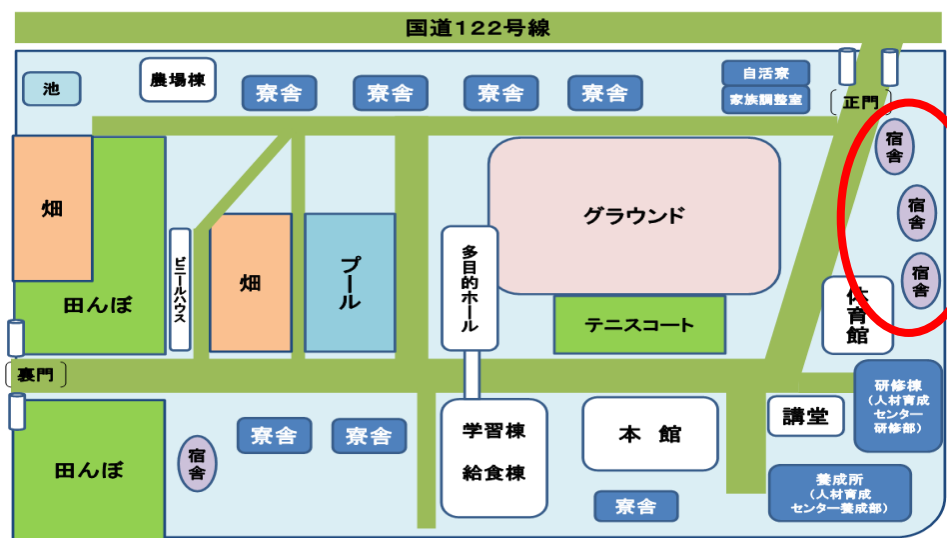
事業の概要

（1）国立武蔵野学院

公務員宿舎3棟について、竣工から30年以上経過しているが、現在まで外壁工事を行っておらず、外壁の老朽化が進んでいることから、速やかに工事に着手する必要がある。

（2）国立きぬ川学院

学齢児棟の空調設備について、設置から24年が経過しており、今夏に一部が故障したことから、速やかに工事に着手する必要がある。



実施主体

国立児童自立支援施設（国立武蔵野学院・国立きぬ川学院）

令和6年度補正予算 1.8億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。
(就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0%（正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円）)
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設し、成果を横展開する。
➤ 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

事業の概要

＜対象者＞ 母子家庭の母又は父子家庭の父

＜事業内容＞ 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例 1

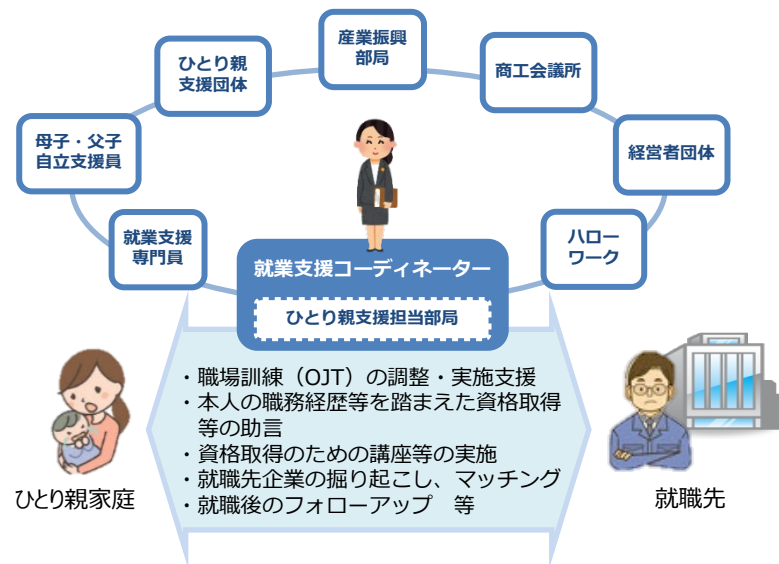
就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練（OJT）の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のあっせんを行う

取組例 2

関係機関との連携を通じた就職先企業とのマッチング

ひとり親支援担当部局と産業振興部局、商工会議所、経営者団体、ハローワーク等を構成員とするネットワークを構築するなど、関係機関による連携体制を整備し、ひとり親の雇用に積極的な企業とのマッチングを行う



実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国10/10

【補助基準額】都道府県・指定都市：41,000千円、市（指定都市を除く）・特別区・福祉事務所設置町村：28,000千円（いずれも1自治体あたり）

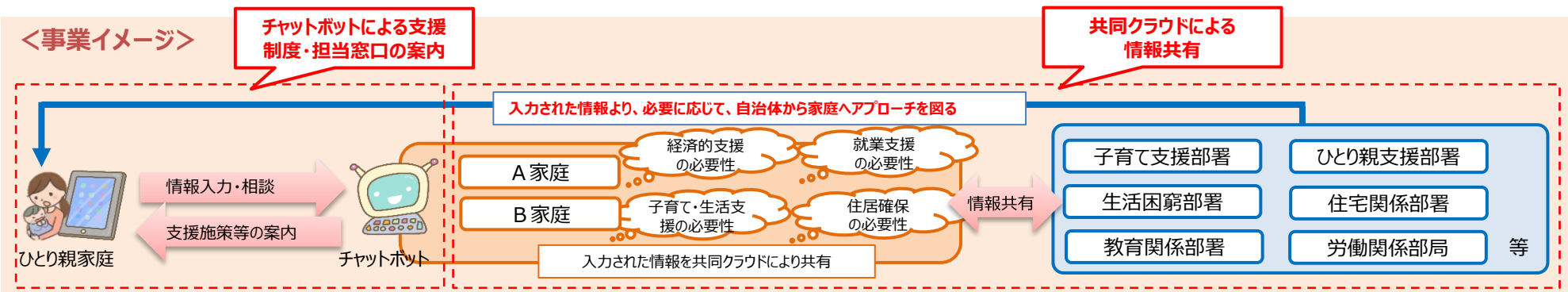
令和6年度補正予算 2.7億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 全国の先進自治体の取組事例を横展開することにより、自治体の効果的・効率的な事業実施を促進する。

事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

令和6年度補正予算 19.2億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2023年時点：9,132か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～5割（※認定NPO法人「むすびえ」2023年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

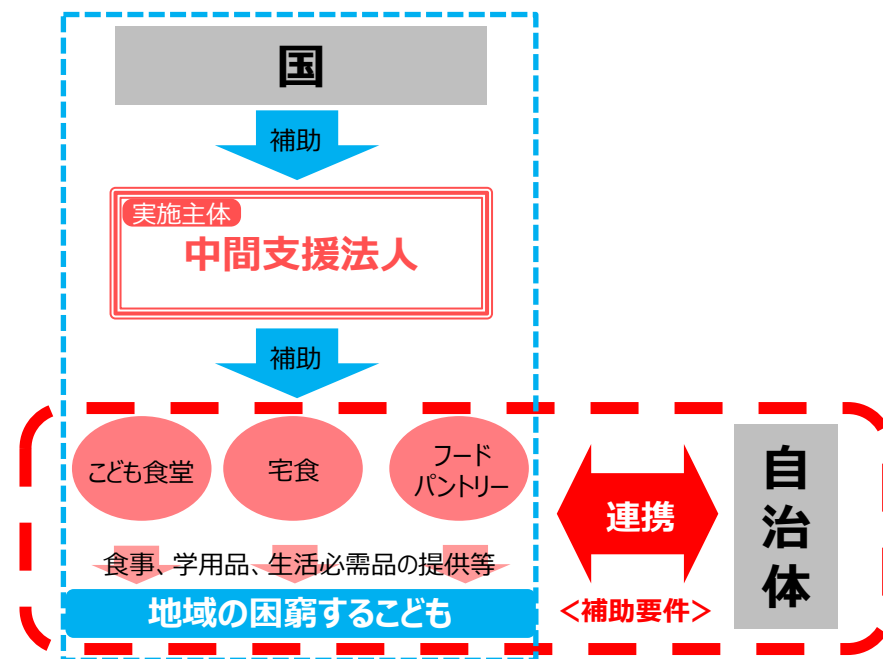
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- ※各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：240,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

令和6年度補正予算 50百万円
※こども政策推進事業委託費

事業の目的

ひとり親家庭等が適切な支援につながるよう、こども家庭庁の各種支援施策に関する令和6年民法等改正法を踏まえた取扱いについて、各地方自治体等を通じて、当事者目線での周知・広報を行う。

事業の概要

本改正により導入される離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）等を踏まえたこども家庭庁の各種支援施策の取扱いについて各地方自治体等を通じて周知・広報を行うため、ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等の作成等、特設サイトの設置を委託して行う。

（周知を行う主な支援施策例）

- ・児童扶養手当（離婚後の父母双方が親権者であっても、引き続き「子どもを監護する者」が受給資格者となる旨等を周知） 等

➤民法等改正法の施行に伴う周知・広報等委託

（実施内容）

- ①ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等、広報動画の作成等
- ②ひとり親向けの普及啓発用特設サイトの作成等

実施主体

【実施主体】 国（委託）

令和6年度補正予算 50百万円

※こども政策推進事業委託費

事業の目的

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第9条第3項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられた。
- こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- このため、困難を抱えたこども・若者等から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型の意見聴取）を設け、その意見を適切にこどもの貧困対策に反映させるため、新たに本事業を策定する。

事業の概要

- （1）政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。
- （2）意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体

【実施主体】 国（委託）

令和6年度補正予算 0.6億円

※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。
- 本事業は、概ね3年間程度のモデル事業とし、毎年度自治体からこども家庭庁に協議の上、採択を行い、自治体の先駆的な取組成果を横展開することで、里親等委託の更なる推進を図る。

事業の概要

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

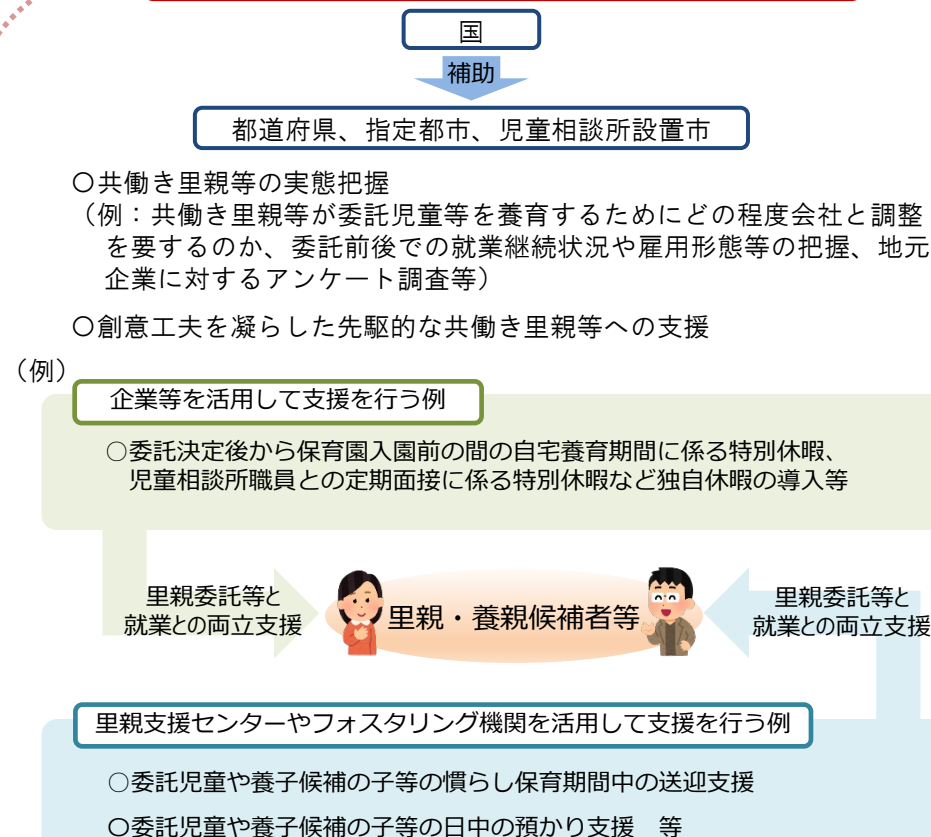
【補助基準額】

1 か所当たり 10,000千円

【補助割合】

国 : 10/10

共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算(総額) 89億円

対策の趣旨

- 障害児支援人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、ICT化推進等を通じた職場環境改善が必要。

総合対策

障害児支援人材確保・ 職場環境整備等事業 (84億円)

処遇改善加算を取得している事業所のうち、
生産性を向上し、更なる業務効率化や職場
環境の改善を図り、介護人材確保・定着の
基盤を構築する事業所に対する支援
※人件費に充てることが可能
※処遇改善加算の更なる取得促進をあわせ
て実施

地域障害児支援体制充実のための ICT化推進事業 (4.7億円)

障害児支援現場における業務効率化及び職
員の業務負担軽減を推進しながら安全・安
心な障害児支援を提供する取り組みが全国
的に進むよう、障害児支援事業所・施設等
におけるICT化を推進

処遇改善等加算による、賃金引き上げ・職場環境改善等

障害児支援人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 (障害児支援人材確保・職場環境改善等事業)

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 84億円

事業の目的

- 障害児支援人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることで、職員の離職防止・職場定着を推進することが重要。
- これらを踏まえ、障害児支援人材確保・職場環境改善等を推進するための支援を実施する。

事業の概要

- 福祉・介護職員等処遇改善加算（※1）を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
- 障害児支援事業所・施設において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費（※2）に充てるほか、福祉・介護職員等（※3）の人件費に充てることを可能とする。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

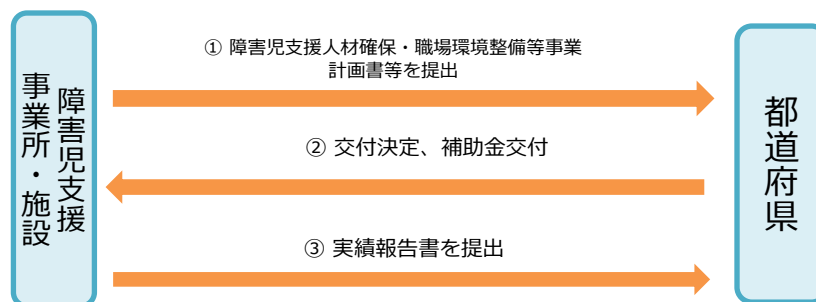
※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

■ 支給対象

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所
- (2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
＜取組＞
福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保
(国保連システム改修費及び国事務費については厚生労働省において計上)

障害児支援人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 (地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業)

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 4.7億円

事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

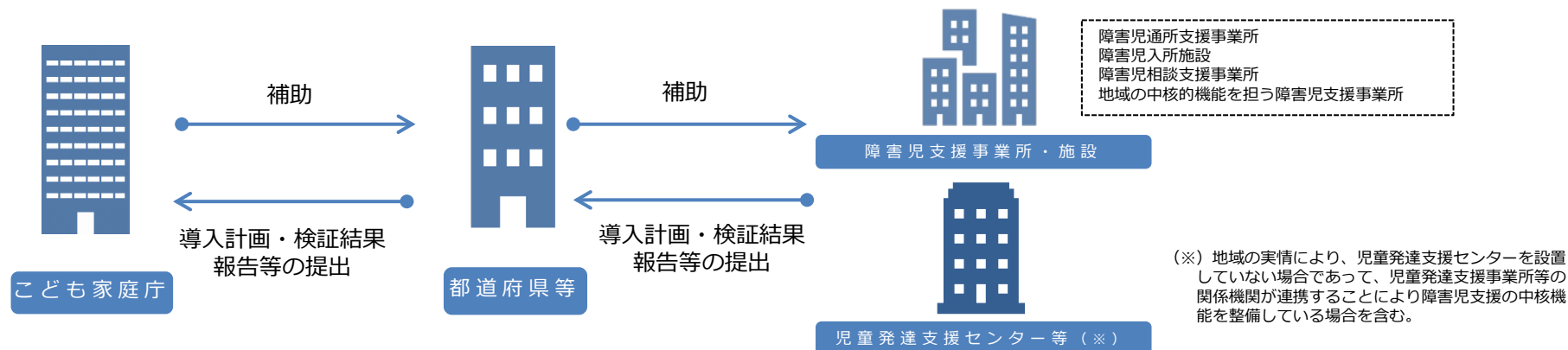
事業の概要

(1) 障害児支援分野のICT導入モデル事業

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、事業者 1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

【補助基準額】 (1)の(A)	1施設又は事業所当たり	1,000千円
(1)の(B)	1自治体当たり	272千円
(2)の(A)	児童発達支援センター等1箇所当たり	800千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 75百万円

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、まずは2年間集中的にモデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

（考えられる取組の例）

- ICTを活用した遠隔支援
 - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施）等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）

【補助基準額】 定額

【負担割合】 国10/10

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 2.0億円

事業の目的

- 今夏の平均気温は、平年を1.76度上回り過去最高の高温となった。熱中症によるこどもの死亡数も増加傾向にあることから、北海道内の冷房機器等未設置の部屋があるすべての障害児支援事業所等において新たに壁掛けエアコン等を設置することが可能となるよう、熱中症防止対策の支援を行う。
- また、すべてのこどもの安全安心な環境を確保するため、プライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、機器購入等の費用に係る補助を行う。

① 障害児支援事業所等における熱中症防止対策支援事業

- ・ 熱中症防止対策を行うため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。

② 障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業

- ・ 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



実施主体等

【実施主体】 (①) 北海道、札幌市、旭川市、函館市、市町村（北海道管内に限る）

(②) 都道府県、市区町村

【負担割合】 (①) 国1/2、北海道等1/4、事業者1/4

(②) 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4

【補助基準額】

(①) 1施設又は事業所当たり 1,000千円以内

(②) 1施設又は事業所当たり 100千円以内

令和6年度補正予算 5.9億円

事業の目的

- 障害児入所施設等に従事する職員の person 費について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて障害児施設措置費の引上げ等を行う。

事業の概要

障害児施設措置費の算定にあたっては、person 費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、person 費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

給与法の改正後に、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和6年4月まで遡って障害児施設措置費の引上げ等を行う。

(参考) 令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.5月→4.6月)

実施主体等

【対象】 障害児入所施設、障害児通所支援事業所に従事する職員

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】 ○国 1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市 1 / 2

○国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

＜障害児入所給付等災害臨時特例補助金＞ 令和6年度補正予算 3.2百万円

事業の目的

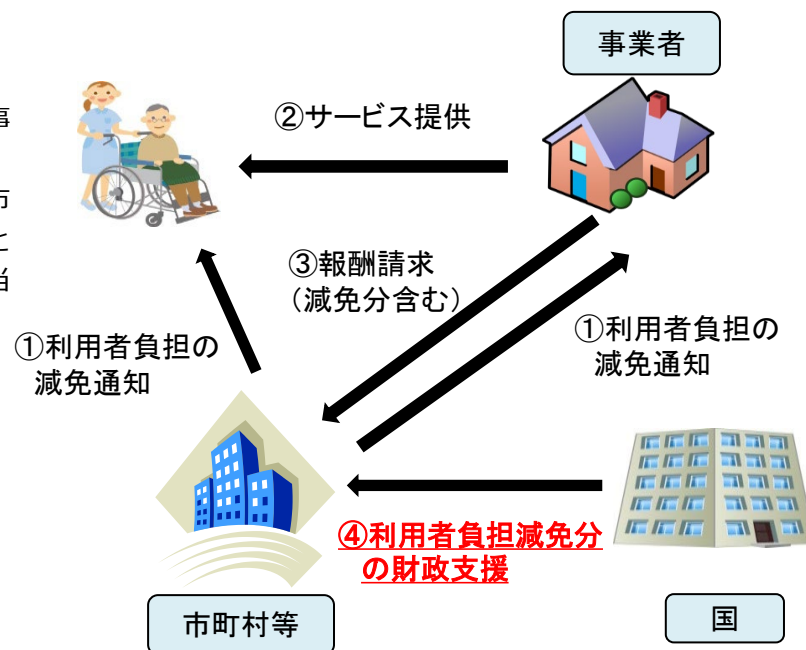
- 児童福祉法における障害福祉サービス等に係る利用者負担額については、市町村等の判断で、災害その他の事情により、利用者が負担することが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担額を減免することができる。
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

事業の概要

- 市町村等において、児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の減免を行った場合に補助を行う。【障害児通所給付費・障害児入所給付費・やむを得ない事由による措置費】
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

【対象利用者】

令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の利用者



実施主体等

【実施主体】対象利用者に対し、利用者負担減免を実施する市町村等

【負担割合】国 10/10